

# 郡山市一般廃棄物処理基本計画

郡山市

2018（平成30）年4月策定

2024（令和6）年11月改訂

# 郡山市一般廃棄物処理基本計画

## <目 次>

第1章 本計画の目的	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画対象区域	4
4 目標年度	4
5 計画対象区域内の人口とその動向	5
6 産業の動向	8
第2章 ごみ処理の現況評価とごみ処理基本計画	9
1 ごみ処理の体系	9
2 中間処理の現況	12
3 最終処分の現況	16
4 ごみ処理経費の推移	18
第3章 ごみ処理基本計画の見直し	20
1 計画の基本理念及び基本方針	20
2 計画目標年度	22
3 計画対象区域	22
4 ごみ発生量の将来予測	23
5 収集運搬計画	42
6 中間処理計画	43
7 ごみの排出量及び再生利用率の目標	46

第4章	ごみ処理に係る重点施策	49
1	重点施策の詳細	51
2	ごみ処理基本計画	64
第5章	食品ロス削減に係る計画及び施策	67
1	計画に係る施策の趣旨	67
2	世界と我が国の食品ロスの現状	68
3	食品ロスの範囲	69
4	食品ロスとSDGSの関係	70
5	郡山市の食品ロスの現状と推計方法	71
6	郡山市の食品ロスの削減目標	73
7	食品ロス削減のための市民・事業者・行政の役割	74
8	食品ロス削減のための郡山市の施策	75
第6章	生活排水処理基本計画	77
1	生活排水に係る現況と評価	77
2	生活排水処理基本計画の基本理念及び基本方針	80
3	生活排水処理基本計画	83

# 第1章 本計画の目的

## 1 計画策定の趣旨

2015年9月、国際連合が開催した「国連持続可能な開発サミット」において採択された、2030年度までの国際目標SDGs「17の目標（ゴール）と169のターゲット」のひとつである「12. つくる責任つかう責任」の達成に向け、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことにより、持続可能な生産消費形態を確保することになりました。同年12月にパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締結国会議」いわゆるCOP21では「パリ協定」が締結され、世界各国の目標として世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃未満（努力目標1.5℃）に抑えることとしたところであり、この後、2021年10月のCOP26、2022年11月のCOP27においても、地球温暖化対策が打ち出されたところです。

わが国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化による廃棄物の大量発生などの温室効果ガス排出に起因する地球温暖化問題が表面化しており、環境負荷の削減に向けた取り組みが求められているところです。また、2019年10月には食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が、さらに2022年4月からは「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されるなど、食品廃棄物の削減や、プラスチック製品の製品設計から廃棄処理、再資源化なども新たに定められました。また、令和3年（2021年）版環境白書に「サーキュラーエコノミー」の概念が取り入れられ、資源循環型経済への移行が本格的に始動したところでもあります。

本市においては、2018年3月に、3R(Reduce・Reuse・Recycle)を推進し最終処分量の削減を図る目的で市民・事業者・行政全ての関係者が一体となって取り組むべき方向を示した10年間の計画である「郡山市一般廃棄物処理基本計画」（以下「改訂前計画」という。）を策定し、「資源が循環するまちづくり」を基本理念とし、ごみの減量施策や循環型社会の構築のための計画を作成したところです。また、2019年11月には国に先駆けて「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明し、脱炭素社会に向けた一層の取り組みを進めることとし、その後2022年3月には環境分野における上位計画である「郡山市第四次環境基本計画」を策定し、「資源が循環する持続可能なまちづくり」を柱の1つとし、各種施策を推進しております。

しかし、2019年の令和元年東日本台風や2021年2月13日、2022年3月16日の福島県沖地震による廃棄物の大量発生や、新型コロナウイルス感染症のまん延による生活様式の変化により、廃棄物の減量化については鈍化傾向にあり、当初の計画どおりには進んでいない状況にあります。そのような中、2022年度の郡山市の一般廃棄物排出量は、全国62中核市でワーストとなっており、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減のためにも、ごみの減量が喫緊の課題となっております。

サーキュラーエコノミーの推進により、限りある資源の循環を図り、ごみの減量化を図るため、ここでは、改訂前計画の状況を見直し、廃棄物減量計画や、そのための各種施策を展開するものとします。

## 2 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項には「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」と規定されており、それに基づき、改訂前計画は2018年4月に策定されました。

改訂前計画で定められた計画期間は10年で、概ね5年で改訂することとしております。これまでの国の動向や、新たに発表された情報、本市における実際の処理の進捗状況、本市の動向（3R→5R）を踏まえ、他法令等との整合を取りながら、内容を見直した一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を作成します。

また、2019年10月には多様な主体が連携し、食品ロスを削減するための食品ロス削減推進法が施行され、食品ロスの削減を総合的に推進することとなりました。これを受けて、2022年6月には福島県「福島県食品ロス削減推進計画」を策定、これを受けて本市でも、本計画の中において、同法第13条に基づく「市町村食品ロス削減計画」を策定し、食品ロス削減の目標を掲げることとしました。

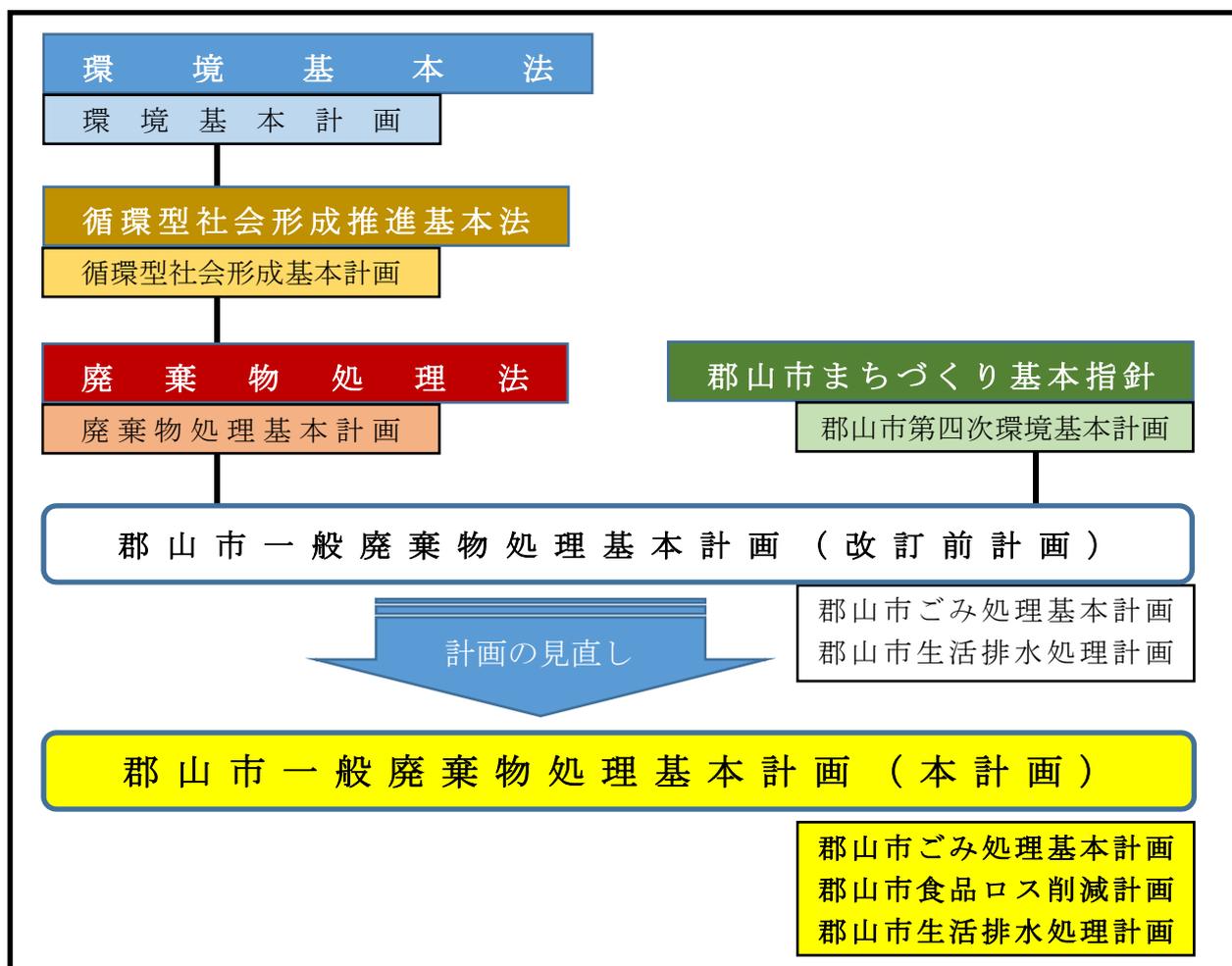


図1-2-1 関連する計画

### 3 計画対象区域

改訂前計画同様、郡山市全域です。

### 4 目標年度

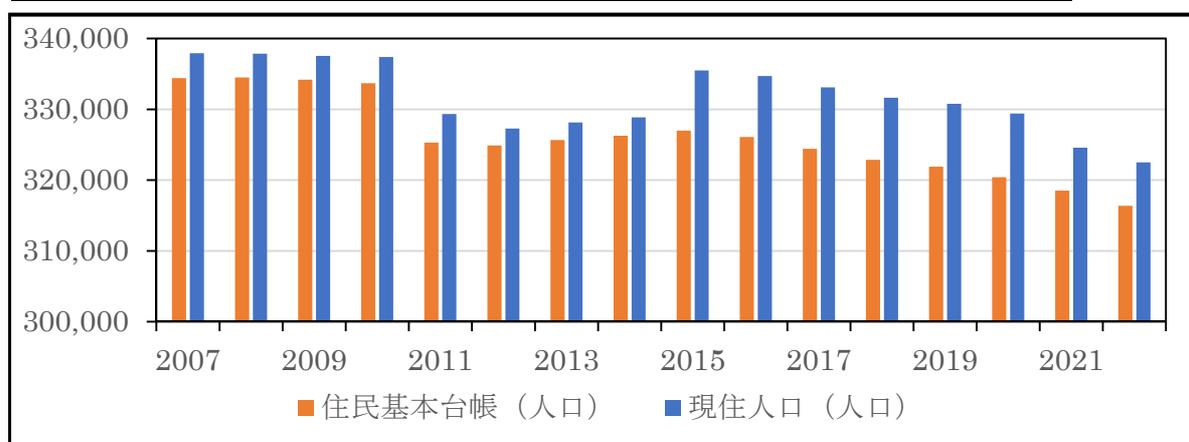
改訂前計画目標年度を変更せず、2018年度から2027年度までの10年間とします。

## 5 計画対象区域内の人口とその動向

住民基本台帳人口では、2009年度から減少傾向にあったものの、2013年度以降は増加傾向に転じています。2016年度に再度減少となりますが、同年度の減少率は、2007年度と比較すると-0.3%となっています。現住人口では、2008年度は減少していますが、以降は住民基本台帳人口に似た増減傾向となっています。

本計画策定までに判明した2017年度から2022年度までのデータを追加し分析すると、住民基本台帳人口と現住人口は、ともに同じように減少の一途をたどっています。

年度	住民基本台帳(人口)			現住人口(人口)		
	人口(人)	増減数(前年度比)	増減率(前年度比)	人口(人)	増減数(前年度比)	増減率(前年度比)
2007	334,404	-	-	337,926	-	-
2008	334,493	89	0.0%	337,869	-57	0.0%
2009	334,189	-304	-0.1%	337,544	-325	-0.1%
2010	333,694	-495	-0.1%	337,393	-151	0.0%
2011	325,296	-8,398	-2.6%	329,342	-8,051	-2.4%
2012	324,905	-391	-0.1%	327,296	-2,046	-0.6%
2013	325,654	749	0.2%	328,135	839	0.3%
2014	326,275	621	0.2%	328,860	725	0.2%
2015	326,987	712	0.2%	335,493	6,633	2.0%
2016	326,088	-899	-0.3%	334,702	-791	-0.2%
2017	324,423	-1,665	-0.5%	333,108	-1,594	-0.5%
2018	322,860	-1,563	-0.5%	331,639	-1,469	-0.4%
2019	321,905	-955	-0.3%	330,787	-852	-0.3%
2020	320,406	-1,499	-0.5%	329,400	-1,387	-0.4%
2021	318,526	-1,880	-0.6%	324,586	-4,814	-1.5%
2022	316,383	-2,143	-0.7%	322,515	-2,071	-0.6%



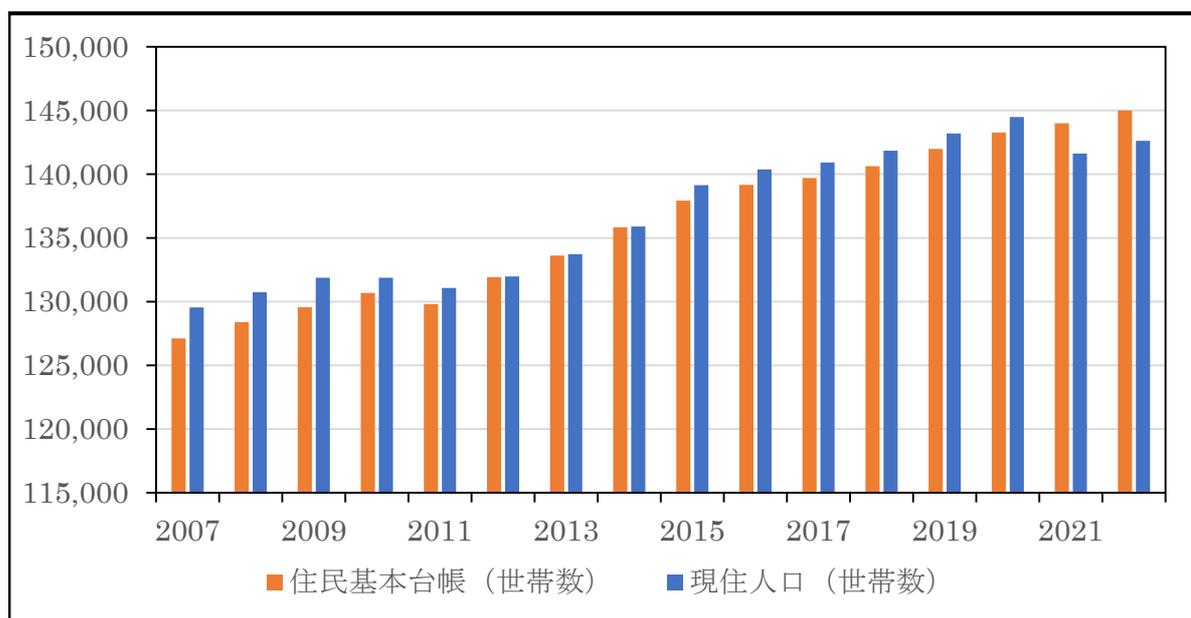
数字は各年度の末日（3月31日）のもの

資料：郡山市住民基本台帳及び郡山市統計情報「現住人口」

表1-5-1 人口の推移

世帯数は、改訂前計画時から引き続いて概ね増加傾向にあり、核家族化の進行がうかがえる状況となっています。

年度	住民基本台帳(世帯数)			現住人口(世帯数)		
	世帯数 (世帯)	増減数 (前年度比)	増減率 (前年度比)	世帯数 (世帯)	増減数 (前年度比)	増減率 (前年度比)
2007	127,114	-	-	129,551	-	-
2008	128,387	1,273	1.0%	130,735	1,184	0.9%
2009	129,560	1,173	0.9%	131,879	1,144	0.9%
2010	130,685	1,125	0.9%	131,881	2	0.0%
2011	129,804	-881	-0.7%	131,071	-810	-0.6%
2012	131,919	2,115	1.6%	131,976	905	0.7%
2013	133,614	1,695	1.3%	133,735	1,759	1.3%
2014	135,828	2,214	1.6%	135,899	2,164	1.6%
2015	137,922	2,094	1.5%	139,137	3,238	2.3%
2016	139,161	1,239	0.9%	140,376	1,239	0.9%
2017	139,698	537	0.4%	140,913	537	0.4%
2018	140,629	931	0.7%	141,844	931	0.7%
2019	141,989	1,360	1.0%	143,204	1,360	0.9%
2020	143,278	1,289	0.9%	144,493	1,289	0.9%
2021	143,999	721	0.5%	141,619	-2,874	-2.0%
2022	145,008	1,009	1.2%	142,628	1,009	-1.3%

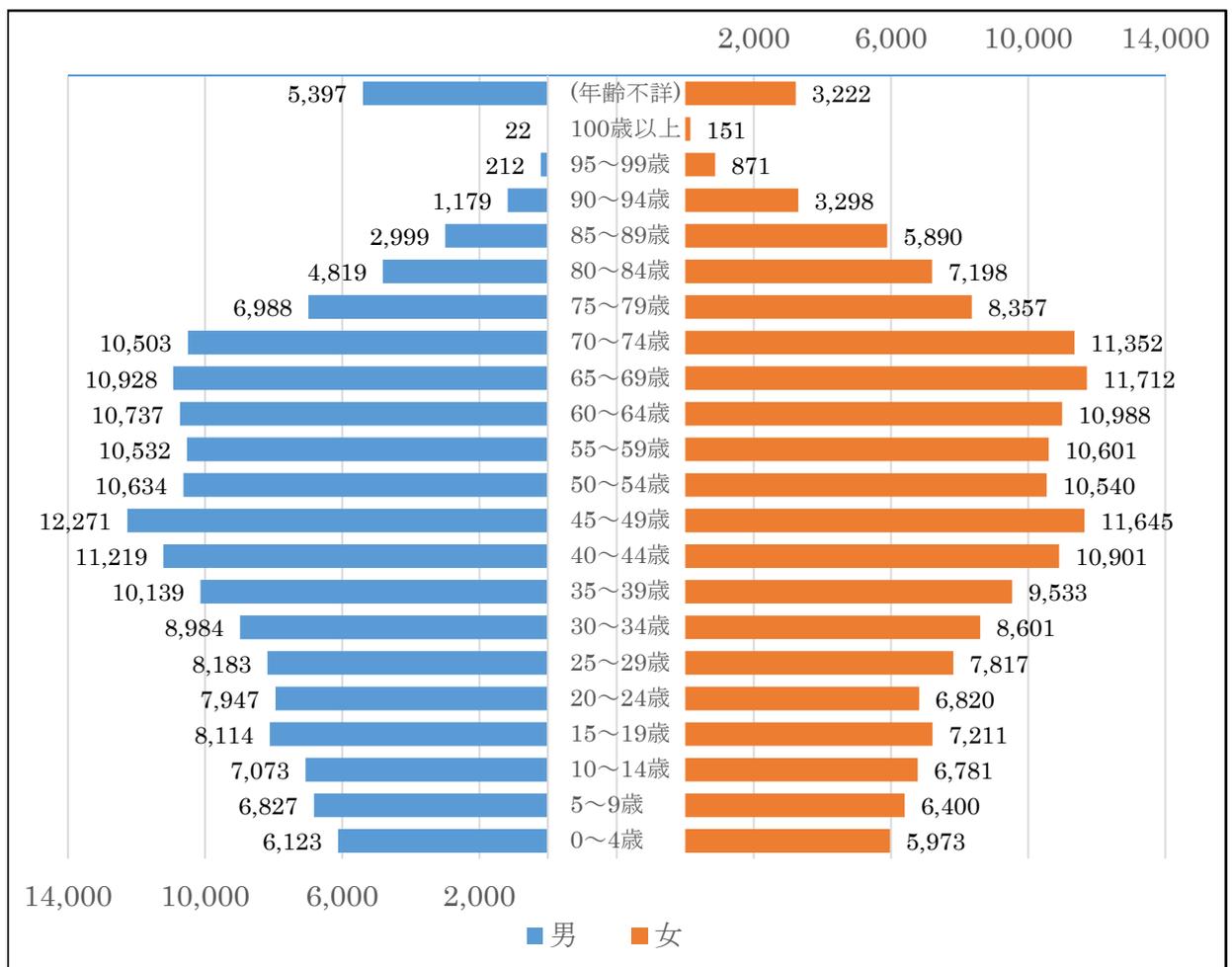


資料：郡山市住民基本台帳及び郡山市統計情報「現住人口」

表 1 - 5 - 2 世帯数の推移

郡山市では、年少人口（15歳未満）は12.0%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は59.0%、老年人口は26.4%となっています。54歳未満まではすべての年齢階級で男性の方が女性よりも多くなっていますが、55歳以降ではすべての年齢階級で女性の方が多くなっています。

年齢(歳)	男(人)	女(人)	総数(人)	年齢(歳)	男(人)	女(人)	総数(人)
0～4	6,123	5,973	12,096	55～59	10,532	10,601	21,133
5～9	6,827	6,400	13,227	60～64	10,737	10,988	21,725
10～14	7,073	6,781	13,854	65～69	10,928	11,712	22,640
15～19	8,114	7,211	15,325	70～74	10,503	11,352	21,855
20～24	7,947	6,820	14,767	75～79	6,988	8,357	15,345
25～29	8,183	7,817	16,000	80～84	4,819	7,198	12,017
30～34	8,984	8,601	17,585	85～89	2,999	5,890	8,889
35～39	10,139	9,533	19,672	90～94	1,179	3,298	4,477
40～44	11,219	10,901	22,120	95～99	212	871	1,083
45～49	12,271	11,645	23,916	100～	22	151	173
50～54	10,634	10,540	21,174	(年齢不詳)	5,397	3,222	8,619



資料：「令和2年国勢調査人口等基本集計」総務省統計局

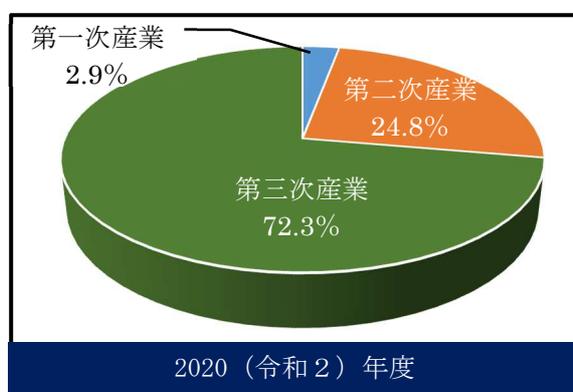
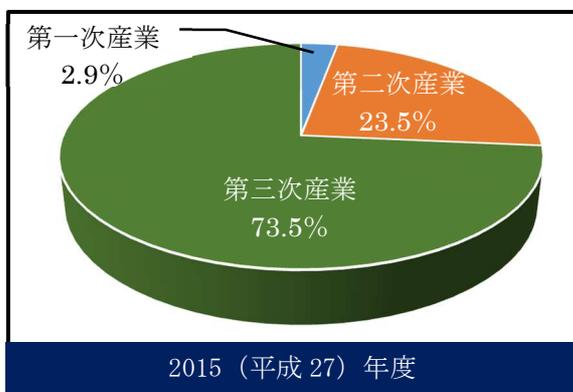
表1-5-3 年齢階級別、男女別の人口分布

## 6 産業の動向

2020（令和2）年国勢調査結果によると、郡山市の就業人口は卸売業・小売業を中心とした第三次産業の比率が高くなっています。

また、2015（平成27）年国勢調査結果の比率と比較すると、第一次産業人口は横ばい、第二次産業人口が増加し、第三次産業人口は減少しましたが、第三次産業が産業の中心となっています。

区分	2010(平成22)年		2015(平成27)年		2020(令和2)年	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
就業人口総計	144,621	100.0%	156,056	100.0%	171,230	100.0%
第一次産業	5,199	3.6%	4,550	2.9%	5,012	2.9%
A 農業・林業	5,175	3.6%	4,522	2.9%	4,992	2.9%
B 漁業	24	0.0%	28	0.0%	20	0.0%
第二次産業	34,375	23.8%	36,734	23.5%	42,472	24.8%
C 工業、採石業、砂利採取業	22	0.0%	30	0.0%	32	0.0%
D 建設業	12,155	8.4%	14,784	9.5%	16,843	9.8%
E 製造業	22,198	15.3%	21,920	14.0%	25,597	14.9%
第三次産業	105,047	72.6%	114,772	73.5%	123,746	72.3%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	611	0.4%	858	0.5%	815	0.5%
G 情報通信業	1,889	1.3%	2,160	1.4%	2,746	1.6%
H 運輸業、郵便業	9,332	6.5%	8,629	5.5%	10,633	6.2%
I 卸売業、小売業	27,871	19.3%	26,012	16.7%	30,959	18.1%
J 金融業、保険業	3,873	2.7%	3,681	2.4%	4,188	2.4%
K 不動産業、物品賃貸業	2,492	1.7%	2,826	1.8%	3,734	2.2%
L 学術研究、専門・技術サービス業	4,053	2.8%	4,834	3.1%	6,327	3.7%
M 宿泊業、飲食サービス業	8,467	5.9%	8,116	5.2%	9,117	5.3%
N 生活関連サービス業、娯楽業	5,528	3.8%	5,304	3.4%	6,161	3.6%
O 教育、学習支援業	7,178	5.0%	7,124	4.6%	8,750	5.1%
P 医療、福祉	14,732	10.2%	16,926	10.8%	21,920	12.8%
Q 複合サービス事業	799	0.6%	1,361	0.9%	1,385	0.8%
R サービス業(他に分類されないもの)	8,106	5.6%	9,850	6.3%	11,279	6.6%
S 公務(他に分類されるものを除く)	4,716	3.3%	5,136	3.3%	5,732	3.3%
T 分類不能の産業	5,400	3.7%	11,955	7.7%		



資料：「平成22年国勢調査」「平成27年国勢調査」「令和2年国勢調査」総務省統計局

表1-6-1 産業別就業人口

## 第2章 ごみ処理の現況評価とごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の体系

郡山市で処理するごみは「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源物」「粗大ごみ」に大別され、「可燃ごみ」は生活系ごみと事業系ごみに分けられます。生活系のごみは、市内全域で委託業者による収集運搬が行われており、「粗大ごみ」は事前申込の上での戸別収集を実施しています。また、各施設において、直接搬入も受け入れています。

事業系ごみは、各施設への直接搬入、あるいは一般廃棄物収集運搬業者による市の施設もしくは民間業者の処理施設への搬入が行われています。

可燃ごみは、富久山クリーンセンター、河内クリーンセンター内の焼却施設で処理された後、発生した焼却残渣は河内埋立処分場において埋立処分されています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、両クリーンセンター内の粗大ごみ処理施設で破碎処理した後、可燃残渣、不燃残渣、資源物に選別処理されます。生じた可燃残渣はそれぞれの焼却施設で焼却処理され、不燃残渣は河内埋立処分場へ埋立処分されています。

資源物のうち「びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」は、富久山クリーンセンターリサイクルプラザで選別等の処理を行い、再資源化業者へ売却もしくは引き渡しを行っています。また、「缶」、「紙類」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」の処理残渣中にある資源物についても、再資源化業者へ売却もしくは引き渡しを行っています。

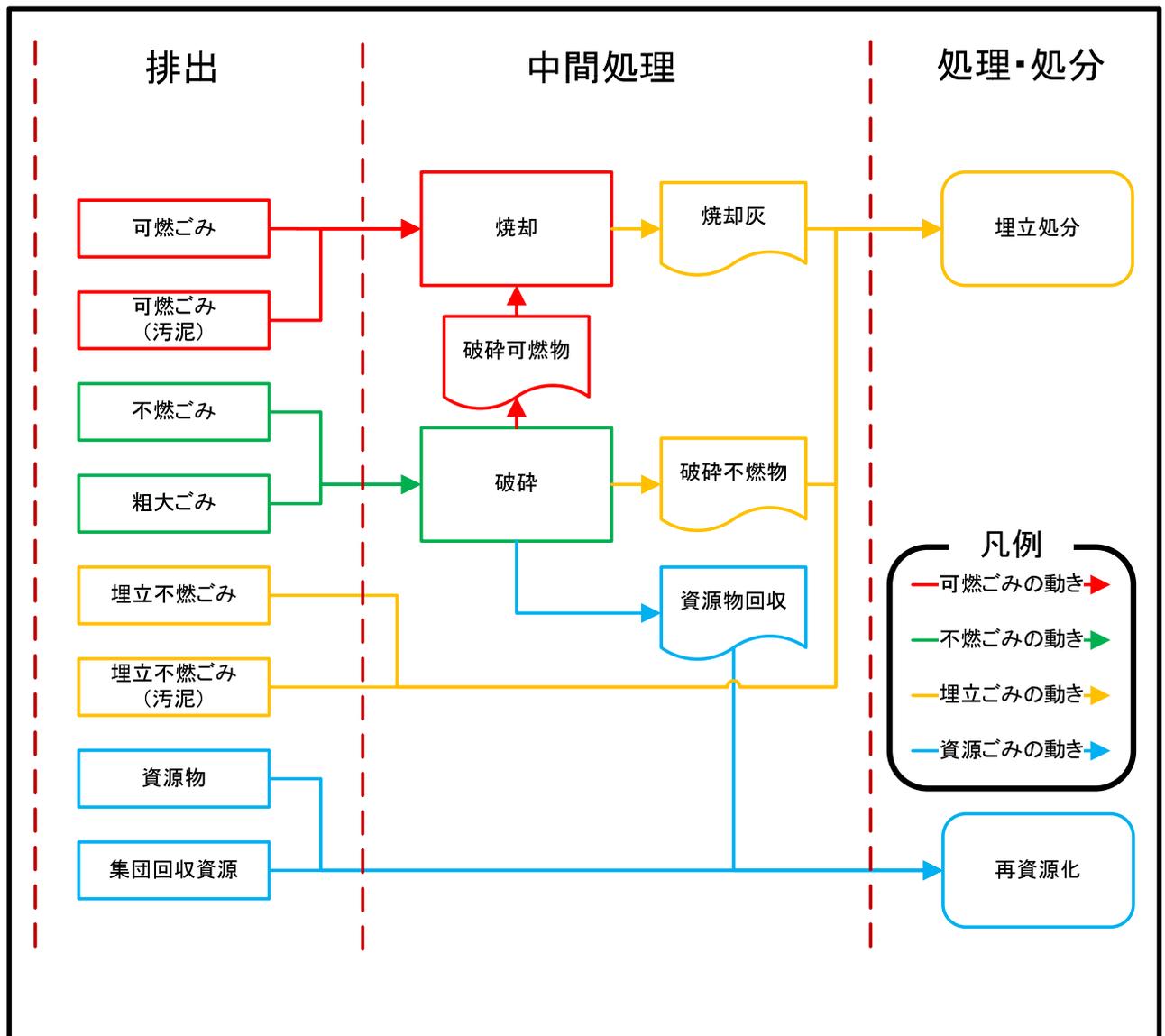
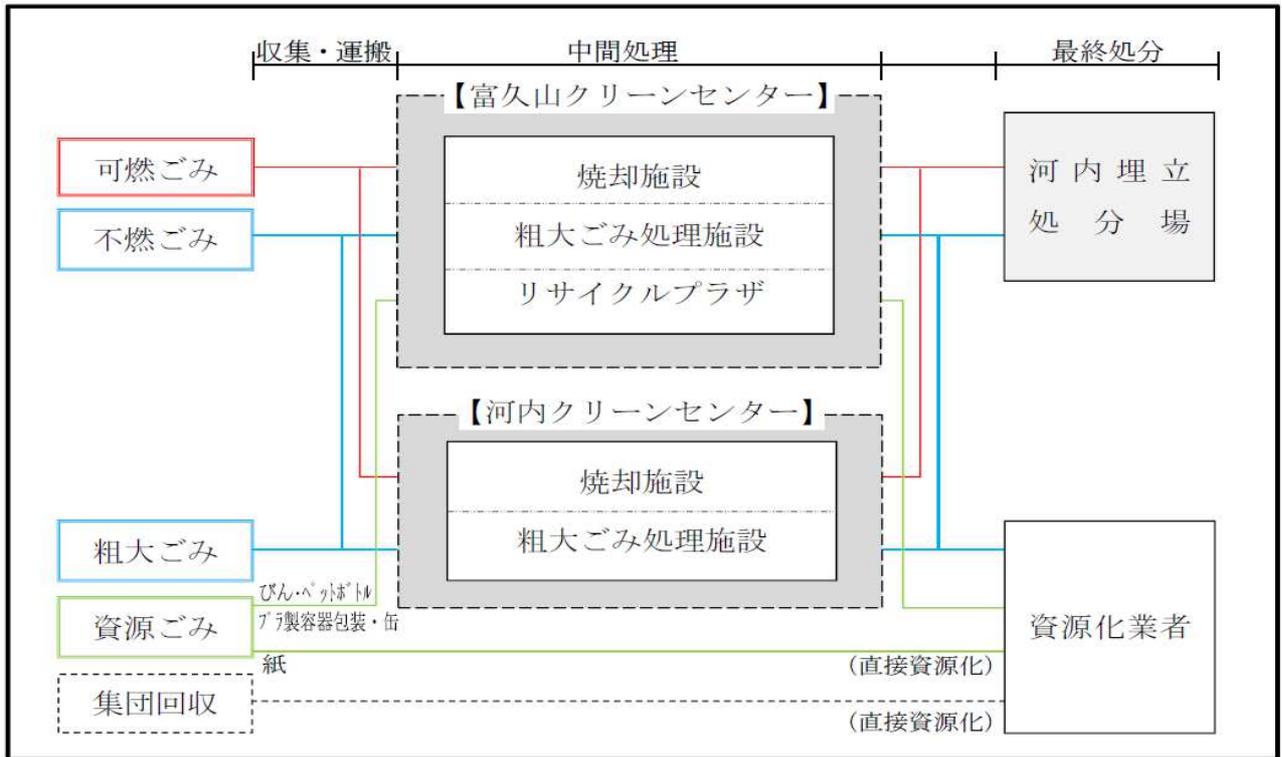


図 2 - 1 - 1 郡山市のごみ処理体系

「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源物」の収集は、原則として、決められたごみ集積所で排出・収集するステーション方式で行われています。

粗大ごみは、事前申し込みの上での戸別収集を実施しています。また、各処理施設において、直接搬入も受け入れています。

郡山市において、事業系ごみや生活系の直接搬入ごみの処理については処理手数料が設定されています。なお、収集ごみの有料化は実施されていません。

種 類	手 数 料
家庭系廃棄物	10kg につき 50 円
事業系廃棄物	10kg につき 100 円

上記金額に 110/100 を加算

表 2 - 1 - 1 廃棄物処理手数料

## 2 中間処理の現況

### (1) 焼却処理施設の概要

市内における廃棄物焼却処理施設は、富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンターの2箇所です。

施設名称	富久山クリーンセンター 焼却処理施設	河内クリーンセンター 焼却処理施設
所在地	郡山市富久山町福原字北畑 1-2	郡山市逢瀬町河内字西午房沢 59
焼却処理能力	300 トン/日 (150 トン/日×2 炉)	300 トン/日 (150 トン/日×2 炉)
炉型式	全連続焼却式ストーカ型 焼却プラント	全連続焼却式ストーカ型 焼却プラント
主要設備	廃熱ボイラー設備、ろ過式集じん設備、脱硝・脱塩設備、ダスト固化設備、蒸気タービン発電設備 (1,995kw)	廃熱ボイラー設備、ろ過式集じん設備、脱硝・脱塩設備、ダスト固化設備、蒸気タービン発電設備 (1,700kw)
竣工年月	1996 年 3 月	1984 年 2 月
熱利用の内容	場内冷暖房、場内給湯、発電	場内冷暖房、場内給湯、発電、 場外熱源供給 (※)
備考	・基幹的設備改良工事実施 (2014 年～2018 年)	・ダイオキシン削減対策改修工事 (2001 年 3 月) ・基幹的設備改良工事実施 (2013 年～2018 年)

※高齢者文化休養センター逢瀬荘に供給

表 2-2-1 焼却処理施設の概要

## (2) 発電実績の推移

両クリーンセンターにおける発電量は、2015年度まではおおむね横ばいの傾向にありましたが、2016年度から河内クリーンセンターの基幹的設備改良工事の効果で発電電力量が増大したことにより、総発電量が増えています。

2019年10月に発生した令和元年東日本台風により富久山クリーンセンターが被災し、同年度の後半から発電ができなかったため、富久山クリーンセンターでの発電量は復旧した2020年度まで低くなっています。

(単位：Mwh)

年度	富久山クリーンセンター	河内クリーンセンター	合計
2012	15,784	5,851	21,635
2013	15,272	5,284	20,556
2014	16,027	5,651	21,678
2015	14,722	5,782	20,504
2016	15,364	12,349	27,713
2017	14,259	11,852	26,111
2018	15,867	12,691	28,558
2019	8,757	12,371	21,128
2020	5,637	11,756	17,393
2021	16,225	10,711	26,936
2022	14,257	10,350	24,607

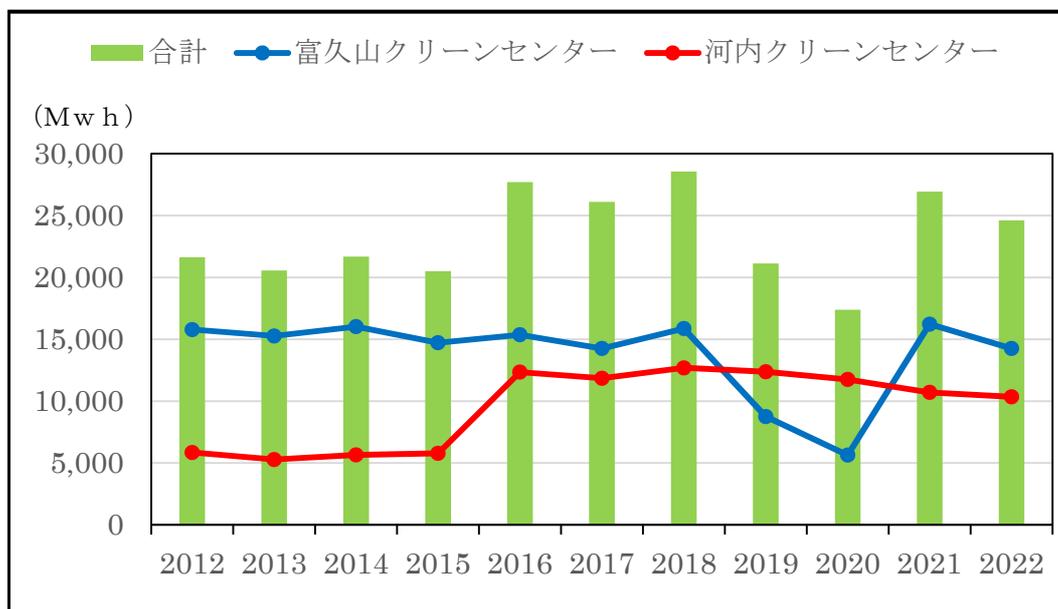


表 2-2-2 発電電力量の推移

### (3) 粗大ごみ処理施設

両クリーンセンター施設内には、粗大ごみ処理施設が設置されています。

施設名称	郡山市富久山クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	郡山市河内クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
処理能力	80 トン/5h (不燃ごみ 20 トン/5h・ 粗大ごみ 60 トン/5h)	70 トン/5h
破砕機型式	衝撃剪断併用回転方式	衝撃剪断併用回転方式
主要設備	回転式破砕機、磁選機、粒度選別 機、アルミ選別機	回転式破砕機、磁選機、振動ふるい 粒度選別機、アルミ選別機
竣工年月	1996年3月	1984年2月

表 2-2-3 粗大ごみ処理施設の概要

### (4) リサイクルプラザ

富久山クリーンセンター内にはリサイクルプラザが併設されています。リサイクルプラザでは、ガラスびん・ペットボトル、プラスチック製容器包装の選別・圧縮・保管等を行っており、再資源化業者への売却や引渡しを行っています。

施設名称	郡山市富久山クリーンセンター リサイクルプラザ
処理能力	35 トン/5h (びん 16.3 トン/5h・ペットボトル 1.4 トン/5h・ プラスチック製容器包装 17.3 トン/5h)
主要設備	ペットボトル・プラスチック類自動圧縮梱包機、 びん自動色選別装置
竣工年月	2000年3月

表 2-2-4 リサイクルプラザの概要

(5) 再資源化の現況

直接再資源化量（定期回収された資源物）及び中間処理後再生利用量（粗大ごみの破碎後などに回収された資源物）の推移を見ると、2010年度から2014年度にかけて比較的高い数値を維持しています。これは、東日本大震災に伴う廃棄物が一時的に増加したことに起因するもので、震災復興がひと段落した2015年度以降は、下落傾向となっています。2020年度から再び上昇しているのは、令和元年東日本台風による建物解体や、新型コロナウイルス感染症まん延による巣ごもり需要で、持ち帰りトレー等が多く排出されたことが原因と推測されます。

集団回収は概ね減少傾向となっています。

再資源化率の推移を見ると、2008年度から2012年度にかけては一貫して減少傾向にありました。2013年度に上昇したものの、2014年度からは再び減少傾向へ転じています。2020年度から上昇しているのは、新型コロナウイルス感染症等によるものと推測されます。

（単位：トン）

年 度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
直接資源化量	4,089	3,663	4,631	4,281	4,439	4,343	3,685
中間処理後再生利用量	6,366	6,127	7,947	7,898	7,572	6,410	6,139
集団回収	7,631	7,287	6,602	6,794	6,619	6,650	6,102
総資源化量	18,086	17,077	19,180	18,973	18,630	17,403	15,926
総排出量	134,956	135,140	160,262	164,927	147,848	143,230	140,614
再資源化率	12.7%	12.0%	11.5%	11.0%	12.1%	11.6%	10.9%
年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
直接資源化量	3,279	3,219	3,009	2,643	3,551	3,518	2,998
中間処理後再生利用量	5,905	5,826	5,824	6,157	6,956	6,788	6,400
集団回収	5,649	5,285	4,891	4,415	3,697	3,396	3,173
総資源化量	14,833	14,330	13,724	13,215	14,204	13,702	12,571
総排出量	138,067	137,171	135,733	134,780	136,335	135,404	132,016
再資源化率	10.3%	10.1%	9.8%	9.5%	10.1%	9.9%	9.3%

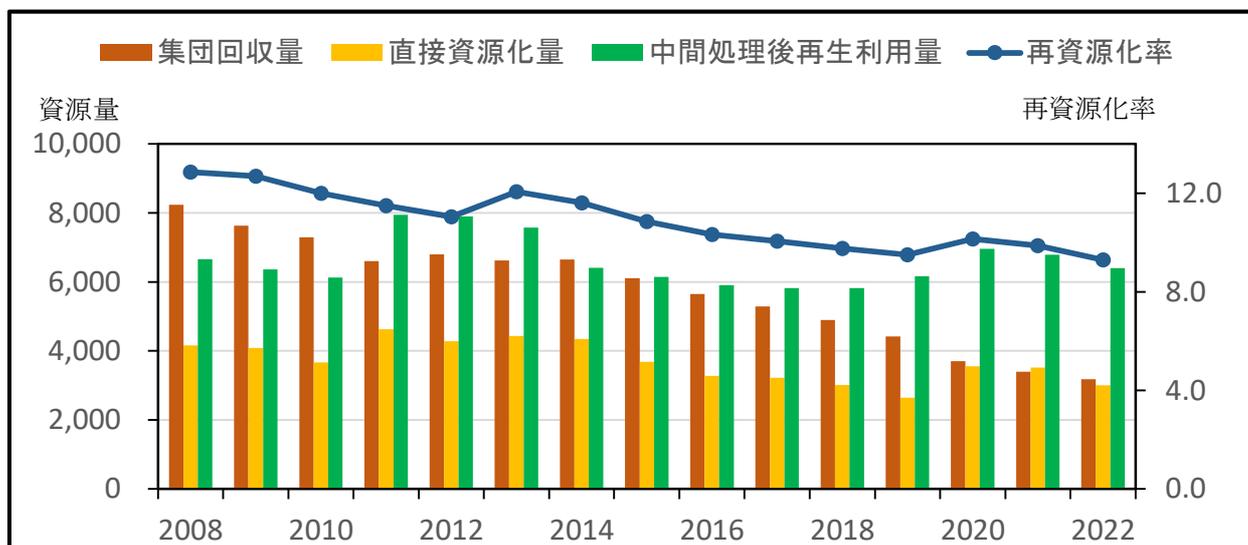


表2-2-5 再資源化量・再資源化率の推移

### 3 最終処分の現況

現在、郡山市が埋立を行っている最終処分場は、河内埋立処分場のみです。

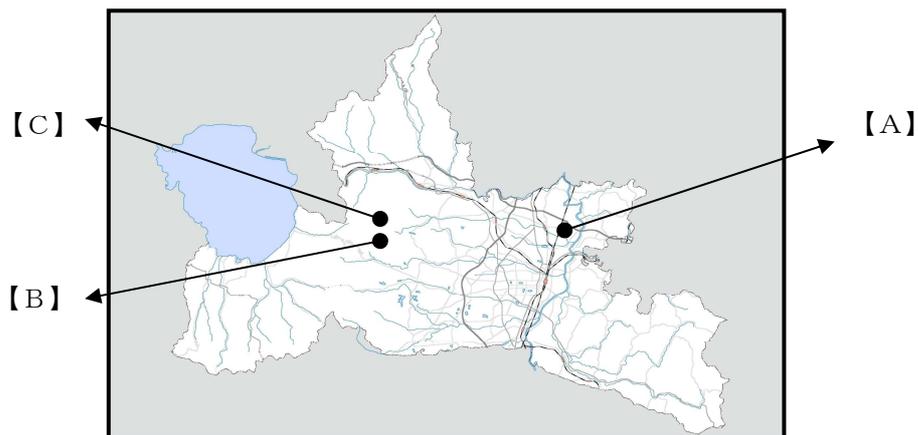
2022年12月末現在の第3期埋立地埋立残余容量は95,146 m<sup>3</sup>であり、2023年3月に埋立容量516,000 m<sup>3</sup>の第4期埋立地が竣工し、同年8月から埋立を開始しました。

なお、1976年5月から埋立を開始した郡山市西田埋立処分場（郡山市西田町大田字向田185）は2007年8月をもって埋立完了、2019年に廃止しました。

所在地	郡山市逢瀬町河内字伏丑40-1
埋立面積	144,700 m <sup>2</sup>
埋立容量	1,410,000 m <sup>3</sup>
埋立方法	準好気性サンドイッチ工法
残余容量	611,146 m <sup>3</sup> (第3期埋立地・第4期埋立地 2022年12月末現在)
埋立完了予定	2050年頃
浸出水処理	○第一汚水処理施設 300 m <sup>3</sup> /日 ○第二汚水処理施設 200 m <sup>3</sup> /日
処理方式	○第一汚水処理施設 回転円板接触法＋凝集沈殿法＋生物脱窒素処理法 ＋活性炭吸着処理法 ○第二汚水処理施設 生物処理（回転円板）＋凝集沈殿法＋高度処理
竣工年月	1983年11月

表2-3-1 河内埋立処分場の概要

〔郡山市内清掃施設位置図〕



【A】



富久山クリーンセンター



富久山クリーンセンター  
リサイクルプラザ



富久山クリーンセンター  
衛生処理センター

〔住所〕 郡山市富久山町福原字北畑 1-2

〔TEL〕 024-932-3152 〔FAX〕 024-932-0741

【B】



河内クリーンセンター

〔住所〕 郡山市逢瀬町河内字西午房沢 59  
〔TEL〕 024-957-2761 〔FAX〕 024-957-2762

【C】

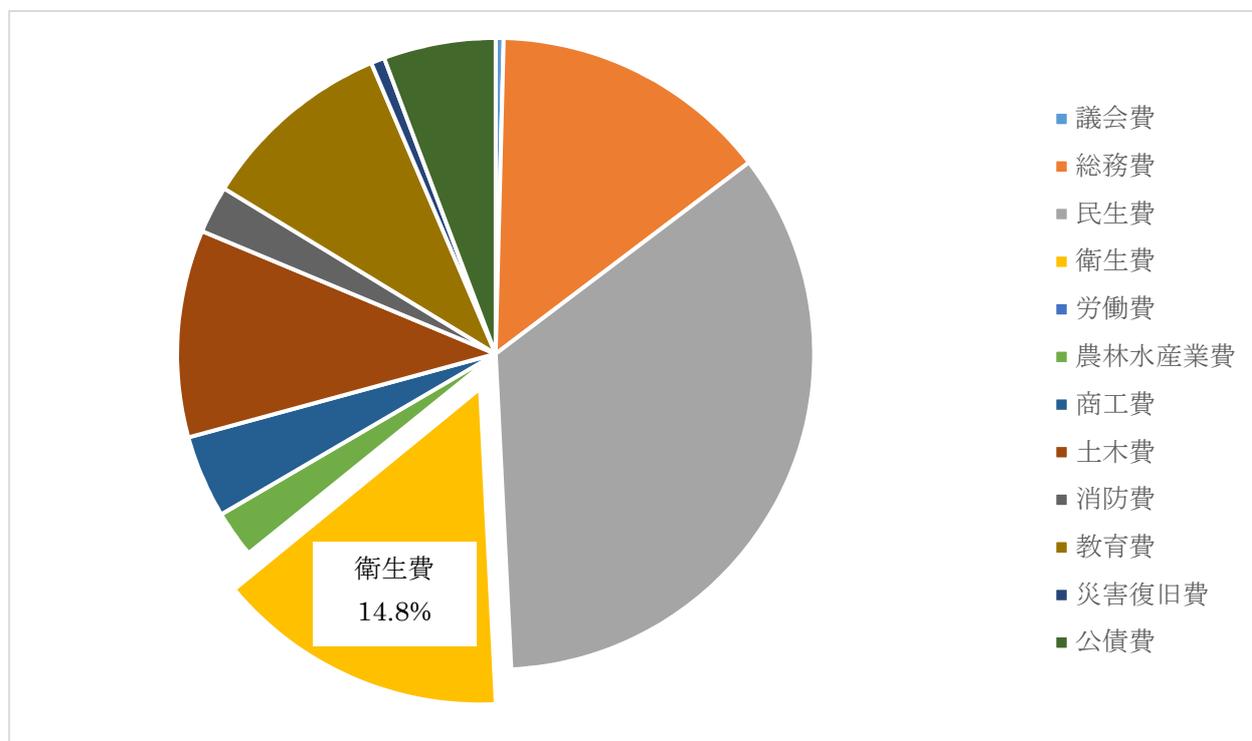


河内埋立処分場

〔住所〕 郡山市逢瀬町河内字伏丑 40-1  
〔TEL・FAX〕 024-957-2765

## 4 ごみ処理経費の推移

市の財政に占めるごみ処理経費（清掃費）は次のとおりとなっています。



項目		決算額 (円)	構成比 (%)	
議会費		627,439,841	0.4	
総務費		21,877,969,601	14.2	
民生費		53,177,111,116	34.6	
衛生費	保健衛生費	15,933,318,245	14.8	10.4
	清掃費	6,634,656,715		4.3
	上水道費	14,202,658		0.0
	簡易水道費	201,726,151		0.1
労働費		148,415,530	0.1	
農林水産業費		3,675,086,063	2.4	
商工費		6,491,610,124	4.2	
土木費		16,315,913,230	10.6	
消防費		3,720,087,773	2.4	
教育費		15,151,235,240	9.9	
災害復旧費		1,059,218,875	0.7	
公債費		8,750,961,310	5.7	
合計		153,778,952,472	100.0	

※清掃費には、産業廃棄物対策費等を含む

表2-4-1 市の財政に占める清掃費の割合（2021（令和3）年度）

現在の集計方法となった2016年度から2022年度までの、ごみ処理に要した経費の推移は次のとおりです。

(単位：千円)

年 度		2018	2019	2020	2021	2022
収入	①売電収入	114,277	82,072	69,990	108,747	97,062
	②資源物売却収入	65,584	60,905	50,232	67,682	115,163
	③補助金等	2,160	1,289,925	7,466,897	180,470	430,322
	収入計	182,021	1,432,902	7,587,119	356,899	642,547
支出	④清掃管理費	11,642	10,776	8,726	7,378	9,332
	⑤ごみ収集費	811,972	2,092,573	8,310,869	889,429	881,271
	⑥ごみの減量と資源再利用推進事業費	26,515	24,055	19,573	18,310	17,441
	⑦富久山・河内クリーンセンター費	1,496,138	1,517,364	1,542,463	3,588,625	4,710,269
	⑧富久山クリーンセンター資源化選別施設費	77,582	67,083	64,228	62,635	67,401
	⑨西田・河内埋立処分場費	205,007	107,900	469,318	1,016,138	2,870,052
	⑩人件費	364,264	371,187	370,001	369,791	372,643
	支出計	2,993,120	4,190,938	10,785,178	5,952,306	8,928,409
支出から収入を差し引いた額		2,811,099	2,758,036	3,198,059	5,595,407	8,285,862

※支出計には、産業廃棄物対策費等を含まない

表2-4-2 ごみ処理経費の推移

売電収入は、2019年度の水害により富久山クリーンセンターが被災し、発電設備が水没したことから、一時的に少なくなっています。

補助金等は、2016年度及び2017年度は各クリーンセンターで実施していた大規模修繕工事、2019年度以降は令和元年東日本台風、2021年2月福島県沖地震などの災害や、修繕工事の実施により、額が大きくなっています。

ごみ収集費は、2019年度及び2020年度は令和元年東日本台風により水害ごみの収集があったことから、額が大きくなっています。

富久山・河内クリーンセンター費は、修繕工事があった年に額が大きくなっています。

西田・河内埋立処分場費は、河内埋立処分場拡張工事を実施した2021年度及び2022年度の額が大きくなっています。

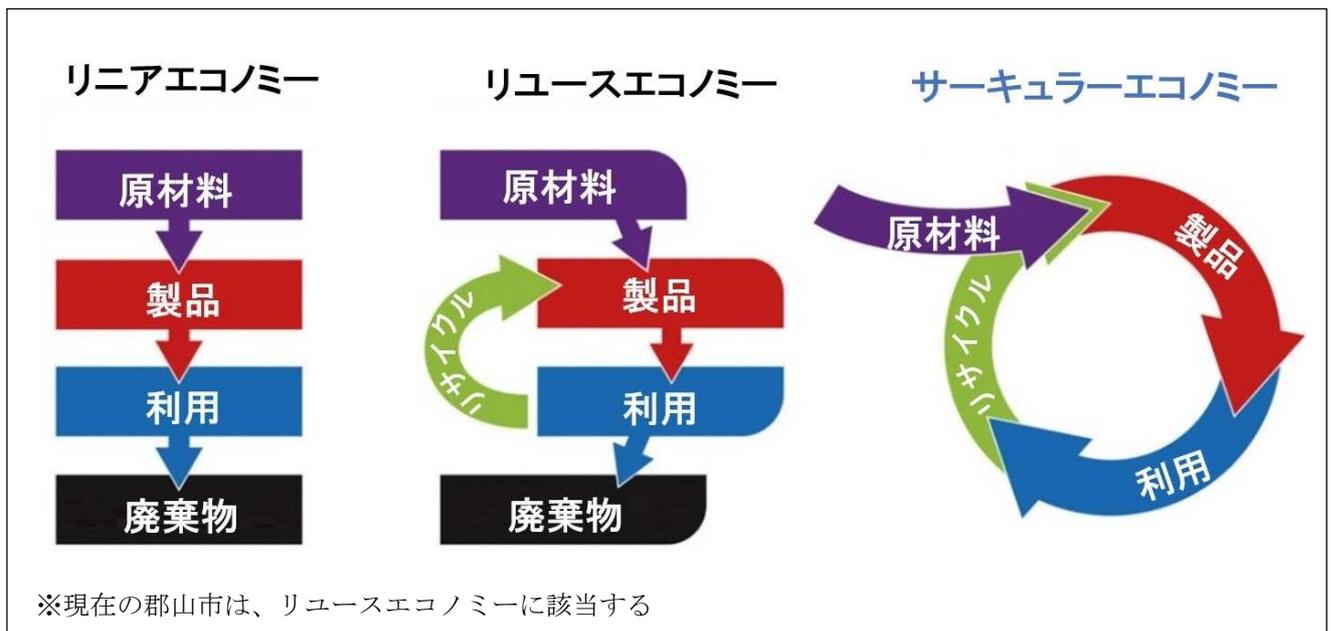
## 第3章 ごみ処理基本計画の見直し

### 1 計画の基本理念及び基本方針

改訂前計画は、「郡山市第三次環境基本計画」との整合を図り、基本理念を「資源が循環するまちづくり」に、また、基本理念を実現するための方針を「資源の循環的利用」「廃棄物の適正処理」としております。2022年3月に「郡山市第四次環境基本計画」が策定されておりますが、この基本理念に変更はありません。

一方国は、従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を進めており、プラスチック製品の削減及び循環利用を図るためプラスチック資源循環促進法を、さらには、食品ロスを削減するため「食品ロス削減の推進に関する法律」を施行させております。

このことから、本計画では、改訂前計画の基本理念を継承しながら、サーキュラーエコノミーへの移行を意識したものとします。



資料：オランダ政府ウェブサイト掲載の図を日本語化

表3-1-1 模式図

## 資源が循環する持続可能なまちづくり 【サーキュラーエコノミー社会への移行準備】

### 資源の循環的利用

将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減される循環型社会の構築、さらには、廃棄物を出さないサーキュラーエコノミーへの移行が求められています。

ごみを出さない社会づくりを実現するため、2R（ごみになるものをもらわない・買わない【リフューズ: Refuse】修理して使う【リペア: Repair】）に取り組めます。また、やむを得ず排出されるごみについても、ごみの3R（発生抑制【リデュース: Reduce】再利用【リユース: Reuse】再生利用【リサイクル: Recycle】）を基本として、市民や事業者との協働により、ごみの減量・資源化を推進するとともに、良質な再生資源を確保します。

### 廃棄物の適正処理

日常生活や事業活動によって生じるごみは、様々な過程を経て、適正に処理されています。ごみを適正に処理するための一連のシステムを安定して運用することは、市民生活を支える基盤として重要です。また、ごみ処理システムを安定的かつ継続的に運用するためには施設の適正な維持管理も求められます。

表 3-1-2 基本理念及び基本方針

## 2 計画目標年度

「ごみ処理基本計画策定指針」（2016年環境省廃棄物対策課長通知）には、ごみ処理基本計画の計画目標年度は計画策定時より10～15年度程度とする、と記されています。

本計画は、2018年度を初年度とし、2027年度を目標年度とした10箇年計画の改訂版であることから、目標年度は変更せず、2027年度までとします。

なお、大きな変更が生じた場合は適宜見直しを行うこととします。

## 3 計画対象区域

計画区域は、郡山市内全域とします。

## 4 ごみ発生量の将来予測

ごみ発生量の推計は、2022年度までは実績値を、2022年度から2027年度までは以下の図3-4-1により予測を作成します。

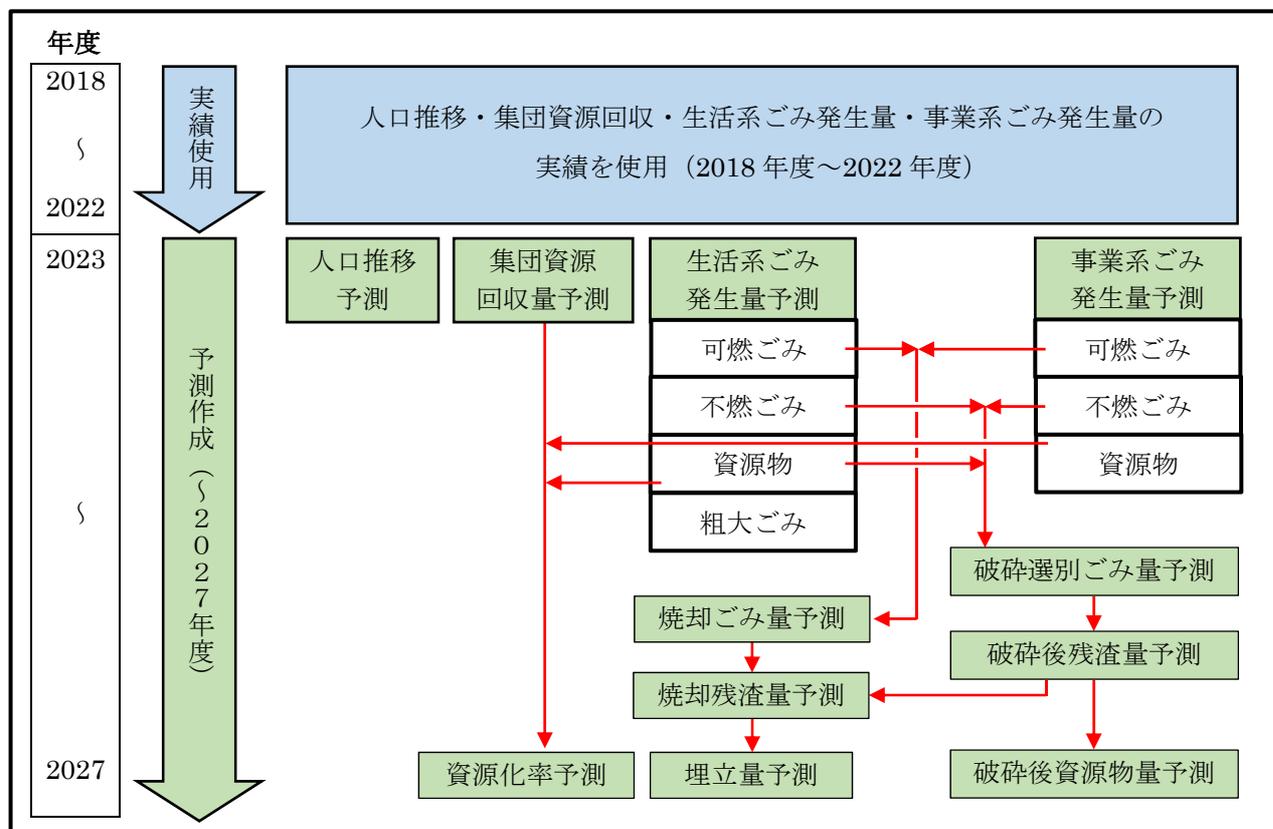


図3-4-1 ごみ発生量・処理量の算定フロー

### (1) 推計の方法

#### ①収集計画人口

使用する人口については改訂前計画同様の取り扱いとし、計画収集人口は行政区画人口を、計画人口は郡山市「人口ビジョン」の将来人口を用います。なお、人口ビジョンは5年ごとの値を掲載しているため、その間は、前後の数値を直線で結び算出することとします。

#### ②ごみ量及び資源物量

将来のごみ量の推計については、発生ごみ量を一人一日当たりの発生量（g／人・日）に換算し、推計を行います。推計に当たって使用する数値は、ごみの量が東日本大震災前の水準になった2014年度からの平均減少率を使用しますが、2020年度及び2021年度は、以下で実施する推計の分析のとおり、令和元年東日本台風と新型コロナウイルス感染症まん延の影響を強く受けていることが想定されることから、これを異常値として捉え、考慮しないこととします。

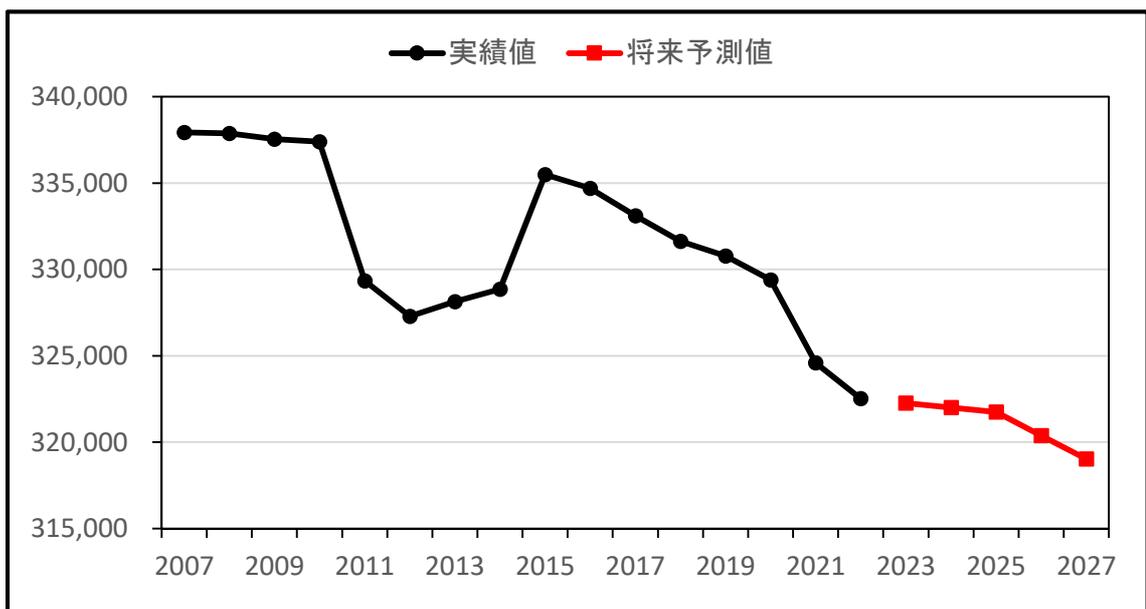
このため、ごみ量及び資源物量の変動率は、2014年度から2019年度までの平均値を用い、推計の基となる数値は2019年度のものを使用します。

(2) ごみ排出量の推計

①行政区域内人口の将来予測値

行政区域内人口の2007年度から2022年度までの推移と、「人口ビジョン」に記された数値を基に算出した2023年度から2027年度までの将来予測値は次のとおりで、郡山市の将来人口は減少を続ける見込みです。

年度	実績値 (人)	増減 (人)	指数 2007=100.0	年度	将来予測値 (人)	増減 (人)	指数 2022=100.0
2007	337,926	-	-	2023	322,255	-260	99.91
2008	337,869	-57	99.98	2024	321,994	-260	99.83
2009	337,544	-325	99.88	2025	321,734	-1,351	99.75
2010	337,393	-151	99.84	2026	320,383	-1,351	99.33
2011	329,342	-8,051	97.45	2027	319,032	-1,351	98.91
2012	327,296	-2,046	96.85				
2013	328,135	839	97.10				
2014	328,860	725	97.31				
2015	335,493	6,633	99.28				
2016	334,702	-791	99.04				
2017	333,108	-1,594	98.57				
2018	331,639	-1,469	98.13				
2019	330,787	-852	97.88				
2020	329,400	-1,387	97.47				
2021	324,586	-4,814	96.05				
2022	322,515	-6,885	95.43				



資料：「郡山市統計情報」及び「郡山市人口ビジョン」、郡山市

表3-4-1 行政区域内人口実績値の推移及び推計値

## ②生活系ごみの推移

### ア 生活系可燃ごみ量の推移

2010年度までは、2007年度に比べて減少傾向で推移していましたが、2011年度は東日本大震災の影響で大きく増加し、2013年度まで、2007年度より高い水準で推移しました。

その後は減少を続けていましたが、2020年度以降は、令和元年東日本台風により、災害ごみが可燃ごみとして排出された影響と、新型コロナウイルス感染症の影響で巣ごもり需要が増えたことにより、再び増加に転じました。

年度	可燃ごみ量 (t/年)	人口 (人)	1人1日当たり (g/人・日)	指数 2007=100.0
2007	77,793	337,926	630.7	100
2008	76,925	337,969	623.6	98.9
2009	74,785	337,544	607.0	96.2
2010	76,061	337,393	617.6	97.9
2011	82,122	329,342	683.2	108.3
2012	80,330	327,296	672.4	106.6
2013	77,398	328,135	646.2	102.5
2014	75,654	328,860	630.3	99.9
2015	75,099	335,493	613.3	97.2
2016	74,204	334,702	607.4	96.3
2017	73,827	333,108	607.2	96.3
2018	72,545	331,639	599.3	95.0
2019	71,880	330,787	595.3	94.4
2020	74,347	329,400	618.4	98.0
2021	72,767	324,586	614.2	97.4
2022	71,141	322,515	604.3	95.8

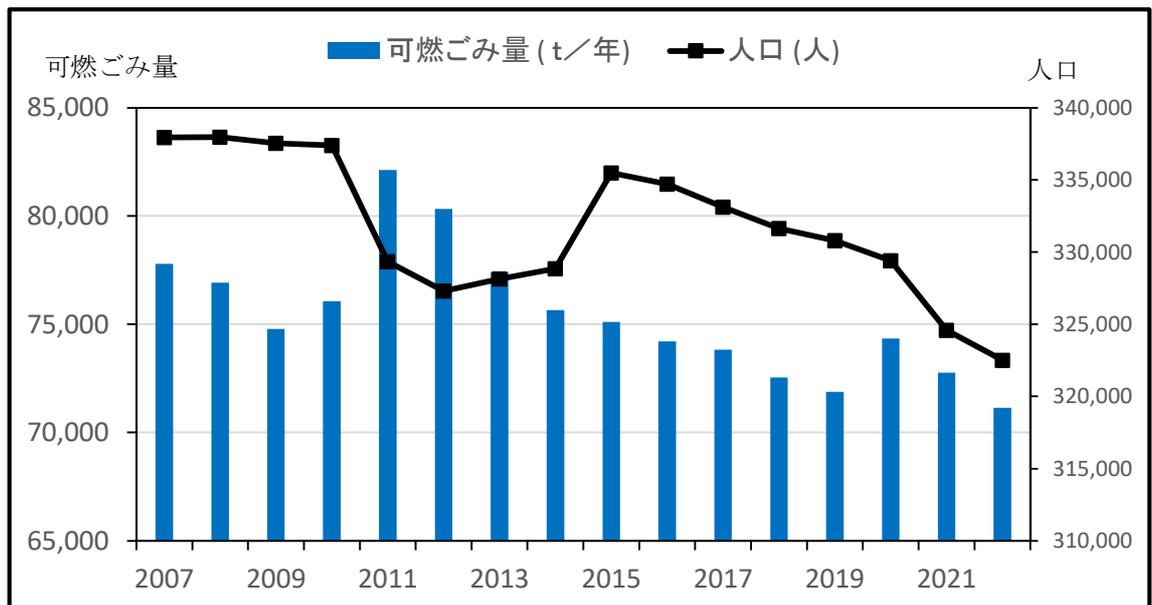


表3-4-2 生活系可燃ごみ量の推移

## イ 生活系可燃ごみ量の推計結果

2014年度から2019年度までの可燃ごみ量の変動率が平均年1.2%の減少であることから、これを基に2023年度以降のごみ量を推計した結果、次のとおりとなります。

可燃ごみ量の排出状況			
年度	可燃ごみ量(t/年)	1人1日当たり(g/人・日)	変動率(%)
2014	75,654	630.3	-
2015	75,099	613.3	-2.8%
2016	74,204	607.4	-1.0%
2017	73,827	607.2	0.0%
2018	72,545	599.3	-1.3%
2019	71,880	595.3	-0.7%
平均			-1.2%

1人1日当たり(g/人・日)			
年度	実績値	推計値	改訂前目標値
2018	599.3	-	580.6
2019	595.3	-	565.7
2020	618.4	-	550.8
2021	614.2	-	536.0
2022	604.3	-	521.1
2023	-	588.4	506.3
2024	-	581.6	491.4
2025	-	574.9	476.5
2026	-	568.3	461.7
2027	-	561.8	446.8

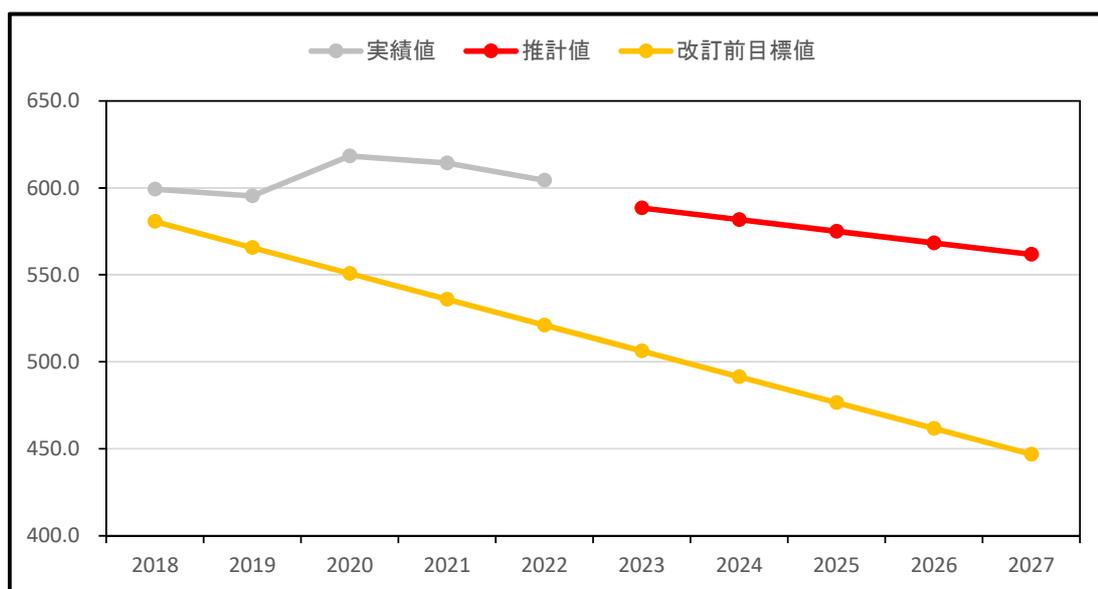


表 3-4-3 生活系可燃ごみ量排出量の推計と目標値

ウ 生活系不燃ごみ量の推移

生活系可燃ごみ量と同じ傾向となっています。

年度	不燃ごみ量 (t/年)	人口 (人)	1人1日当たり (g/人・日)	指数 2007=100.0
2007	4,847	337,926	39.3	100
2008	4,392	337,969	35.6	90.6
2009	4,276	337,544	34.7	88.3
2010	4,425	337,393	35.9	91.3
2011	6,823	329,342	56.8	144.5
2012	4,749	327,296	39.8	101.3
2013	4,726	328,135	39.5	100.5
2014	4,098	328,860	34.1	86.8
2015	4,202	335,493	34.3	87.3
2016	3,989	334,702	32.7	83.2
2017	3,848	333,108	31.6	80.4
2018	3,877	331,639	32.0	81.4
2019	3,929	330,787	32.5	82.7
2020	4,360	329,400	36.3	92.4
2021	4,010	324,586	33.8	86.0
2022	3,687	322,515	31.3	79.6

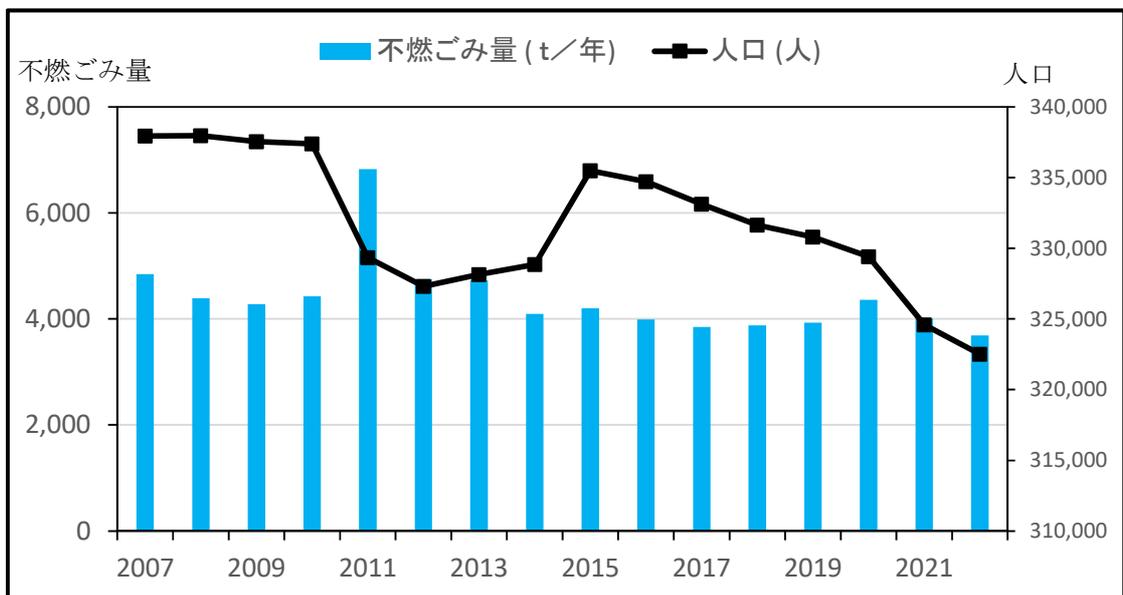


表3-4-4 生活系不燃ごみ量の推移

## エ 生活系不燃ごみ量の推計結果

2014年度から2019年度までの不燃ごみ量の変動率が平均年1.0%の減少であることから、これを基に2023年度以降のごみ量を推計した結果、次のとおりとなります。

不燃ごみ量の排出状況			
年度	不燃ごみ量(t/年)	1人1日当たり(g/人・日)	変動率(%)
2014	4,098	34.1	-
2015	4,202	34.3	0.6%
2016	3,989	32.7	-4.9%
2017	3,848	31.6	-3.5%
2018	3,877	32.0	1.3%
2019	3,929	32.5	1.5%
平均			-1.0%

1人1日当たり(g/人・日)			
年度	実績値	推計値	改訂前目標値
2018	32.0	-	30.9
2019	32.5	-	30.9
2020	36.3	-	30.9
2021	33.8	-	30.9
2022	31.3	-	30.9
2023	-	32.2	30.9
2024	-	31.9	30.9
2025	-	31.5	30.9
2026	-	31.2	30.9
2027	-	30.9	30.9

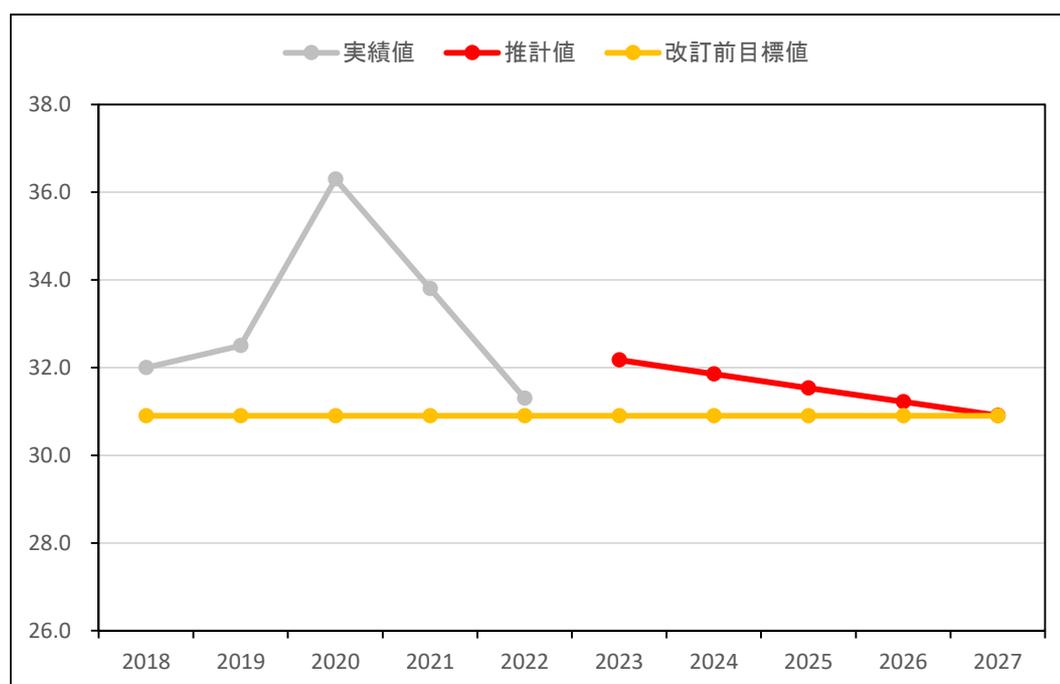


表3-4-5 生活系不燃ごみ排出量の推計と目標値

## オ 生活系資源物量の推移

生活系可燃ごみと同じ傾向ですが、2019年度に数値が大きく落ち込んでいるのは、令和元年東日本台風により富久山クリーンセンターリサイクルプラザが被災し、資源物の収集を一時見合わせたことが原因です。2020年度から2022年度の排出量が増えているのは、2019年度の資源物収集一時見合わせの反動によるものと、新型コロナウイルス感染症まん延による巣ごもり需要により、持ち帰り容器の排出が増えたことが原因と推定されます。

年度	資源物量 (t/年)	人口 (人)	1人1日当たり (g/人・日)	指数 2007=100
2007	10,329	337,926	83.7	100
2008	9,629	337,969	78.1	93.3
2009	9,551	337,544	77.5	92.6
2010	8,861	337,393	72.0	86.0
2011	10,326	329,342	85.9	102.6
2012	10,026	327,296	83.9	100.2
2013	10,167	328,135	84.9	101.4
2014	9,577	328,860	79.8	95.3
2015	8,980	335,493	73.3	87.6
2016	8,430	334,702	69.0	82.4
2017	8,158	333,108	67.1	80.2
2018	7,849	331,639	64.8	77.4
2019	7,041	330,787	58.3	69.7
2020	8,570	329,400	71.3	85.2
2021	8,180	324,586	69.0	82.4
2022	8,502	322,515	72.2	86.3

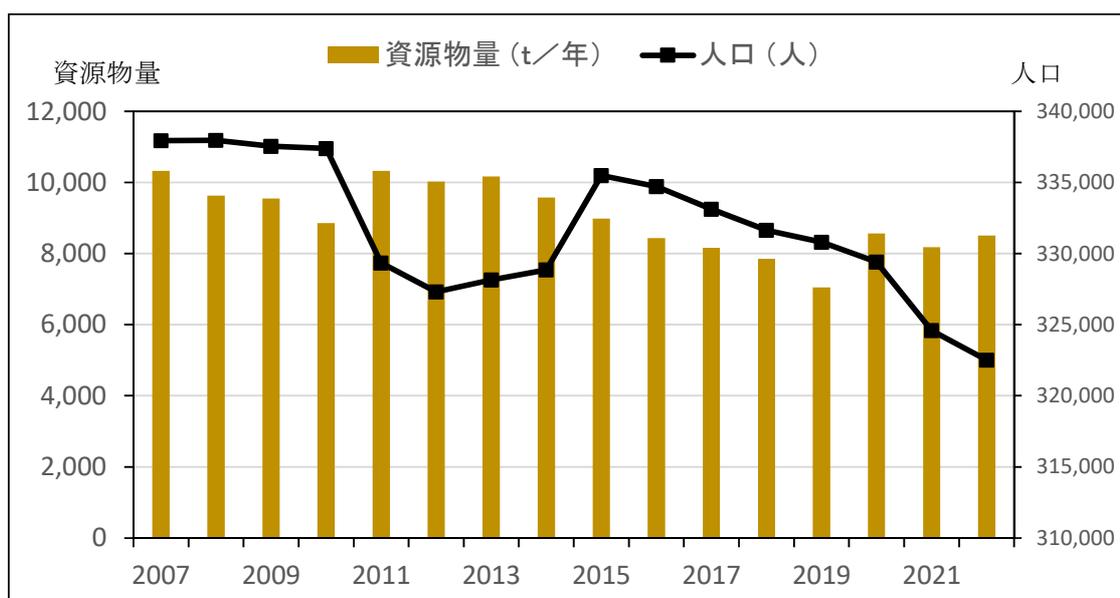


表 3-4-6 生活系資源物量の推移

項目ごとの推移を見ると、プラスチック・缶・ペットボトルは上昇から横ばいの傾向、ガラスびん・紙は減少傾向にあります。すべての項目で、令和元年東日本台風の影響があった2019年度は減少しています。

2020年度及び2022年度の排出量が増えているのは、2019年度の資源物収集一時見合わせの反動によるものと、新型コロナウイルス感染症まん延による巣ごもり需要により、持ち帰り容器の排出が増えたことが原因と推定されます。

年度		2007	-	2011	2012	2013	2014		2019	2020	2021	2022
総排出量	缶	1,227	中略	1,227	1,197	1,190	1,038	中略	935	1,080	1,051	1,024
	紙	4,756		4,623	4,424	4,514	4,172		2,677	3,370	3,303	3,220
	ガラスびん	2,199		2,110	2,073	2,138	2,108		1,530	1,875	1,678	1,814
	ペットボトル	725		1,012	1,014	1,013	971		738	870	820	917
	プラスチック	1,421		1,354	1,319	1,312	1,288		1,161	1,375	1,327	1,327
計(t/年)		10,328		10,326	10,027	10,167	9,577		7,041	8,570	8,179	8,302
一人一日当たり	缶	9.9	中略	10.2	10.0	9.9	8.6	中略	7.7	9.0	8.9	8.7
	紙	38.6		38.5	36.9	37.7	34.8		22.2	28.0	27.9	27.4
	ガラスびん	17.8		17.6	17.3	17.9	17.6		12.7	15.6	14.2	15.4
	ペットボトル	5.9		8.4	8.5	8.5	8.1		6.1	7.2	6.9	7.8
	プラスチック	11.5		11.3	11.0	11.0	10.7		9.6	11.4	11.2	11.3
計(g/人・日)		83.7		86.0	83.7	85.0	79.8		58.3	71.2	69.1	70.6

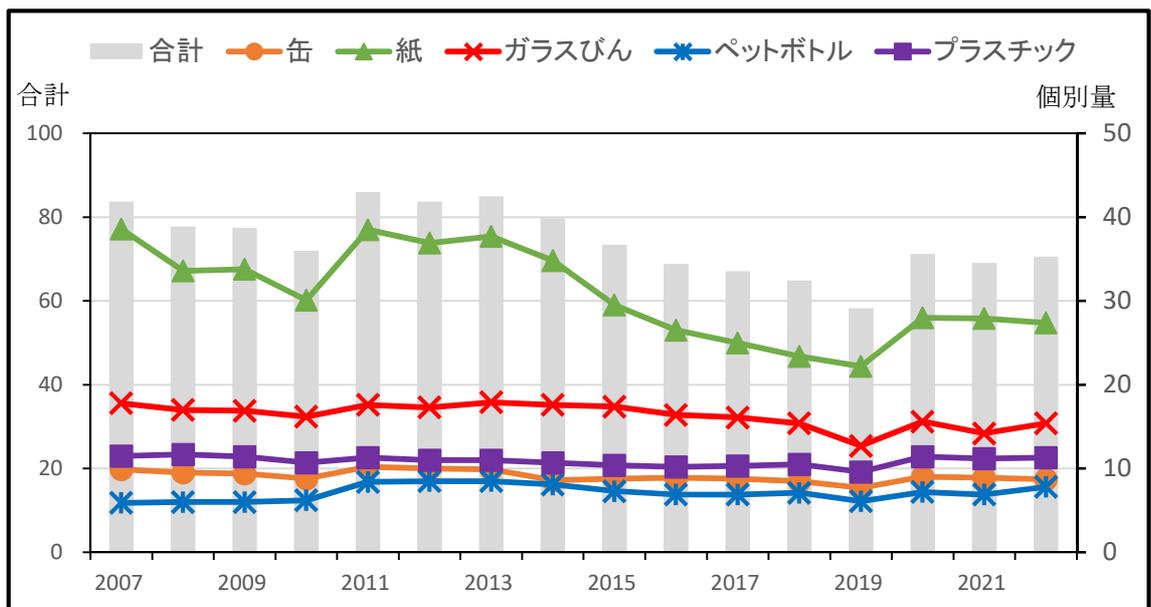


表3-4-7 生活系資源物量（一人一日当たり、項目ごと）の推移

カ 生活系資源物量の推計結果

2014年度から2019年度までの資源物量の変動率が平均年6.5%の減少であることから、これを基に2023年度以降の資源物量を推計した結果、次のとおりとなります。

資源物量の変動			
年度	資源物量(t/年)	1人1日当たり(g/人・日)	変動率(%)
2014	9,577	79.8	-
2015	8,980	73.3	-8.9%
2016	8,430	69.0	-6.2%
2017	8,158	67.1	-2.8%
2018	7,849	64.8	-3.5%
2019	7,041	58.3	-11.1%
平均			-6.5%

1人1日当たり(g/人・日)			
年度	実績値	推計値	改訂前目標値
2018	64.8	-	72.1
2019	58.3	-	73.6
2020	71.3	-	75.2
2021	69.0	-	76.7
2022	72.2	-	78.3
2023	-	54.5	79.8
2024	-	50.9	81.4
2025	-	47.6	82.9
2026	-	44.5	84.5
2027	-	41.6	86.0

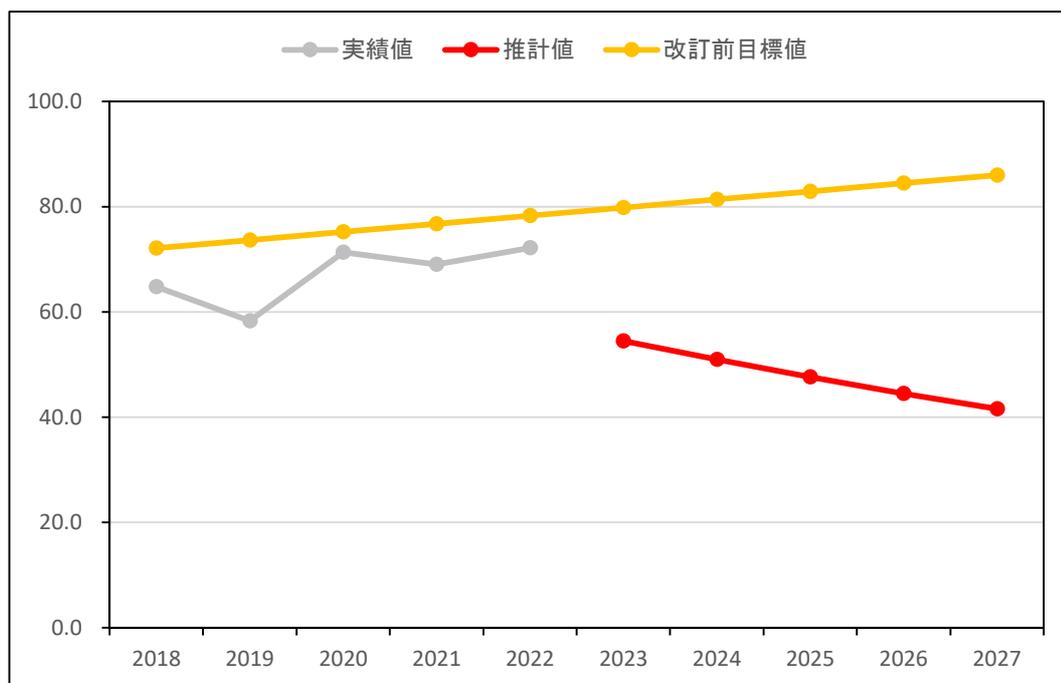


表3-4-8 生活系資源物排出量の推計と目標値

## キ 粗大ごみの推移

2007年度から2010年度にかけては漸減の傾向でしたが、2011年度以降は、震災の影響により2007年度の実績値を大きく上回る値で推移を続けています。

なお、2019年度の量が減少しているのは、令和元年東日本台風により富久山クリーンセンターが被災し、粗大ごみの収集を一時見合わせたことが原因です。また、2020年以降急激に増加しているのは、2019年度に排出できなかった粗大ごみが翌年度以降排出されたことが原因と推定されます。

年 度	粗大ごみ量 (t/年)	人口 (人)	1人1日当たり (g/人・日)	指数 2007=100
2007	723	337,926	5.9	100
2008	729	337,969	5.9	100.0
2009	715	337,544	5.8	98.3
2010	687	337,393	5.6	94.9
2011	938	329,342	7.8	132.2
2012	1,028	327,296	8.6	145.8
2013	934	328,135	7.8	132.2
2014	875	328,860	7.3	123.7
2015	949	335,493	7.7	130.5
2016	901	334,702	7.4	125.4
2017	949	333,108	7.8	132.2
2018	1,009	331,639	8.3	140.7
2019	683	330,787	5.7	96.6
2020	1,214	329,400	10.1	171.2
2021	1,276	324,586	10.8	183.1
2022	1,135	322,515	9.6	162.7

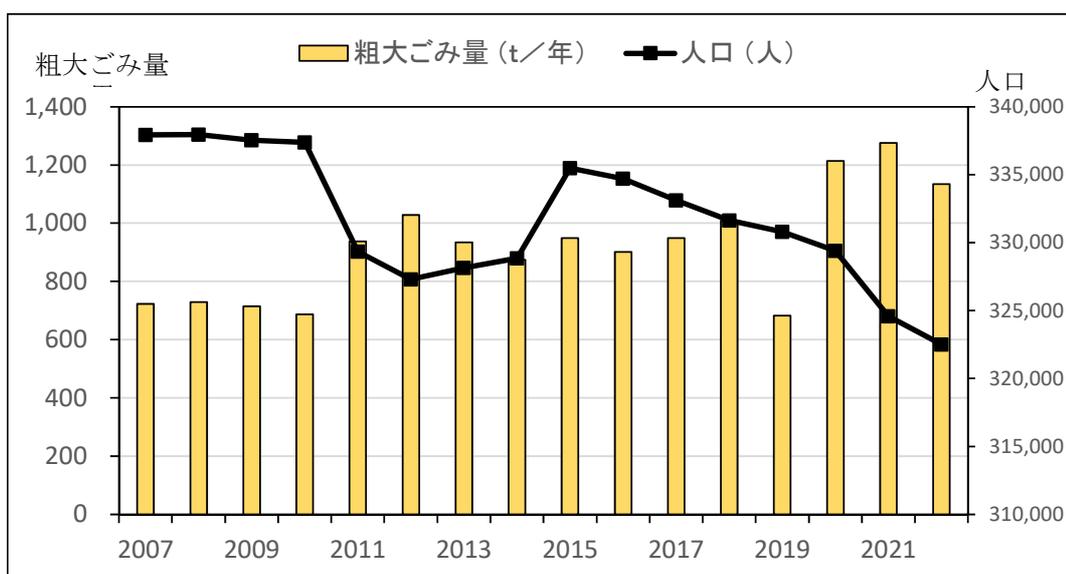


表 3-4-9 粗大ごみの推移

## ク 粗大ごみ量の推計結果

2019年度に粗大ごみの収集を見合わせており、搬入量が少なくなったことから、2014年度から2018年度までの粗大ごみ量の平均変動率を使用します。変動率は平均年3.1%の増加であることから、これを基に2023年度以降のごみ量を推計した結果、次のとおりとなります。

粗大ごみ量の変動			
年度	粗大ごみ量(t/年)	1人1日当たり(g/人・日)	変動率(%)
2014	875	7.3	-
2015	949	7.7	5.2%
2016	901	7.4	-4.1%
2017	949	7.8	5.1%
2018	1,009	8.3	6.0%
平均			3.1%

1人1日当たり(g/人・日)			
年度	実績値	推計値	改訂前目標値
2018	8.3	-	6.3
2019	5.7	-	6.3
2020	10.1	-	6.3
2021	10.8	-	6.3
2022	9.6	-	6.3
2023	-	8.6	6.3
2024	-	8.8	6.3
2025	-	9.1	6.3
2026	-	9.4	6.3
2027	-	9.7	6.3

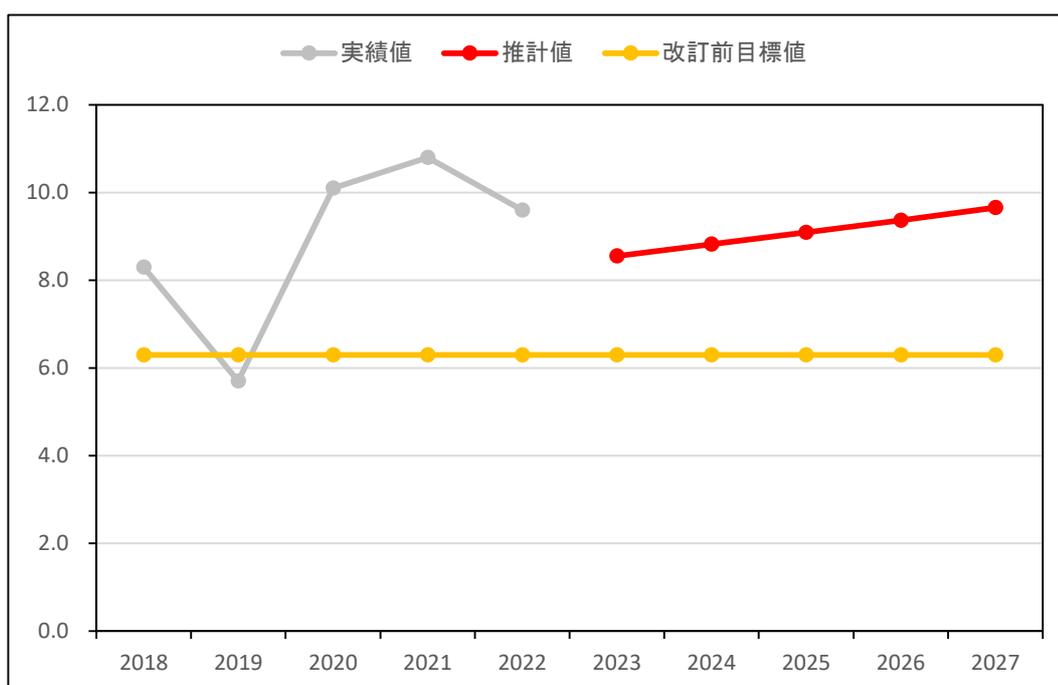


表3-4-10 粗大ごみ排出量の推計と目標値

## ケ 集団資源回収量の推移

2007年度から一貫して減少傾向にあり、2021年度は2007年度の約40%となっています。2020年度から大幅に減少しているのは、新型コロナウイルス感染症まん延により、町内会活動などの行事が自粛されたことが原因と推定されます。

年 度	集団資源回収 (t/年)	人口 (人)	1人1日当たり (g/人・日)	指数 2007=100
2007	8,949	337,926	72.6	100
2008	8,241	337,969	66.8	92.0
2009	7,631	337,544	61.9	85.3
2010	7,287	337,393	59.2	81.5
2011	6,602	329,342	54.9	75.6
2012	6,794	327,296	56.9	78.4
2013	6,616	328,135	55.2	76.0
2014	6,650	328,860	55.4	76.3
2015	6,102	335,493	49.8	68.6
2016	5,649	334,702	46.2	63.6
2017	5,284	333,108	43.5	59.9
2018	4,891	331,639	40.4	55.6
2019	4,415	330,787	36.6	50.4
2020	3,697	329,400	30.7	42.3
2021	3,396	324,586	28.7	39.5
2022	3,173	322,515	27.0	37.2

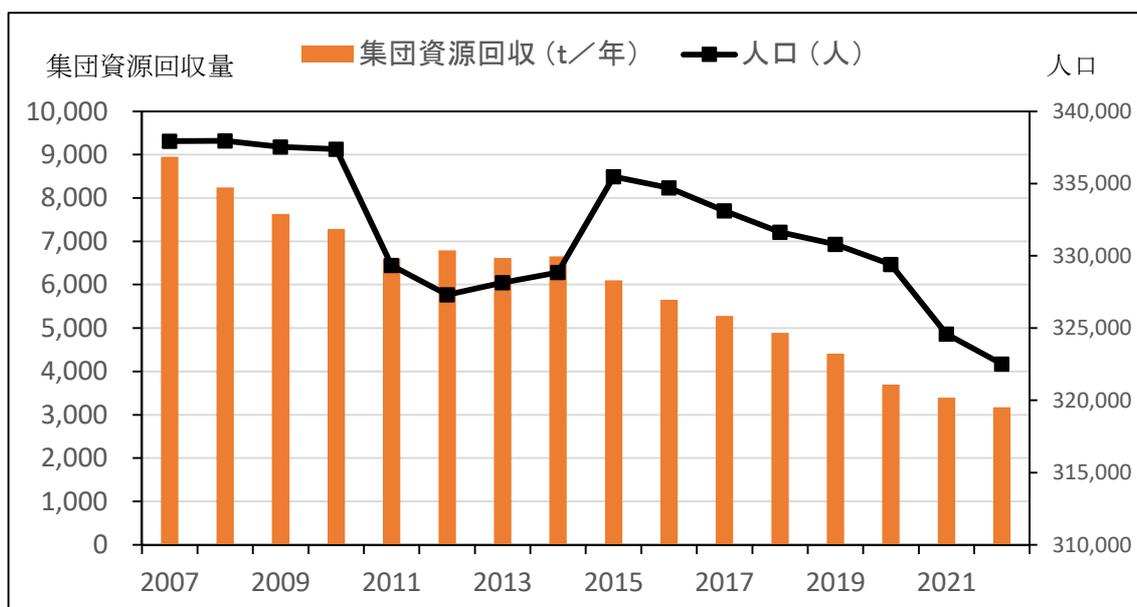


表 3 - 4 - 11 集団資源回収の推移

集団資源回収量の種類別に見ていくと、合計量の95%前後は古紙が占めています。その古紙の回収量は年々減少しており、2021年度には、2007年度の4割弱まで減少しました。

古紙同様に、びんも減少率が高くなっていますが、これは、びんの使用量が減少していることが原因と推定されます。

年度		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総排出量	金属	149.80	148.06	152.49	145.87	139.00	148.12	155.57	156.55
	古紙	8,520.12	7,832.13	7,239.76	6,920.07	6,273.21	6,457.80	6,294.63	6,328.18
	びん	277.73	259.72	238.47	219.80	188.97	186.34	168.12	164.89
	古布	1.44	0.89	0.55	0.58	1.34	1.52	0.24	0.41
計(t/年)		8,949.09	8,240.80	7,631.27	7,286.32	6,602.52	6,793.78	6,618.56	6,650.03
年度		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
総排出量	金属	158.24	156.03	153.92	155.95	146.52	133.77	125.25	120.84
	古紙	5,782.75	5,339.91	4,994.51	4,610.46	4,158.49	3,483.18	3,206.80	2,995.82
	びん	155.98	144.52	128.22	117.25	104.13	77.54	63.19	55.22
	古布	5.48	7.96	7.55	7.47	5.97	2.08	0.99	0.64
計(t/年)		6,102.45	5,648.42	5,284.20	4,891.13	4,415.11	3,696.57	3,396.23	3,172.52

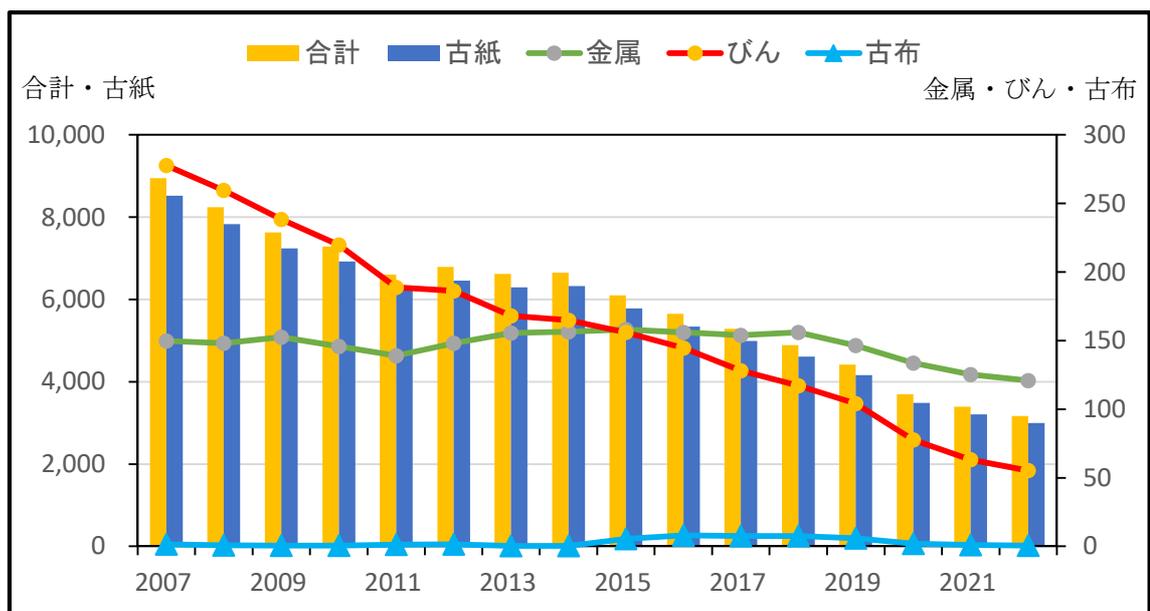


表 3-4-12 集団資源回収量 (項目ごと) の推移

### ③事業系ごみの推移

#### ア 事業系可燃ごみ量の推移

2007年度から2009年度にかけて減少傾向が見られましたが、2011年度から2012年度にかけて大きく増加しています。その後減少傾向に転じますが、ほぼ横ばいの状況にあります。なお、2020年度及び2022年度の減少幅が大きくなっていますが、これは新型コロナウイルス感染症まん延により、主に飲食店が営業自粛したことが原因と推定されます。

年度	可燃ごみ量 (t/年)	人口 (人)	1人1日当たり (g/人・日)	指数 2007=100
2007	53,367	337,926	432.7	100.0
2008	48,888	337,969	396.4	91.6
2009	46,392	337,544	376.5	87.0
2010	46,015	337,393	373.7	86.4
2011	59,383	329,342	494.0	114.2
2012	67,414	327,296	564.3	130.4
2013	55,412	328,135	462.7	106.9
2014	53,586	328,860	446.4	103.2
2015	52,270	335,493	426.9	98.7
2016	51,481	334,702	421.4	97.4
2017	51,018	333,108	419.6	97.0
2018	50,877	331,639	420.3	97.1
2019	50,938	330,787	420.7	97.2
2020	47,355	329,400	393.9	91.0
2021	48,460	324,586	409.0	94.5
2022	47,329	322,515	402.1	92.9

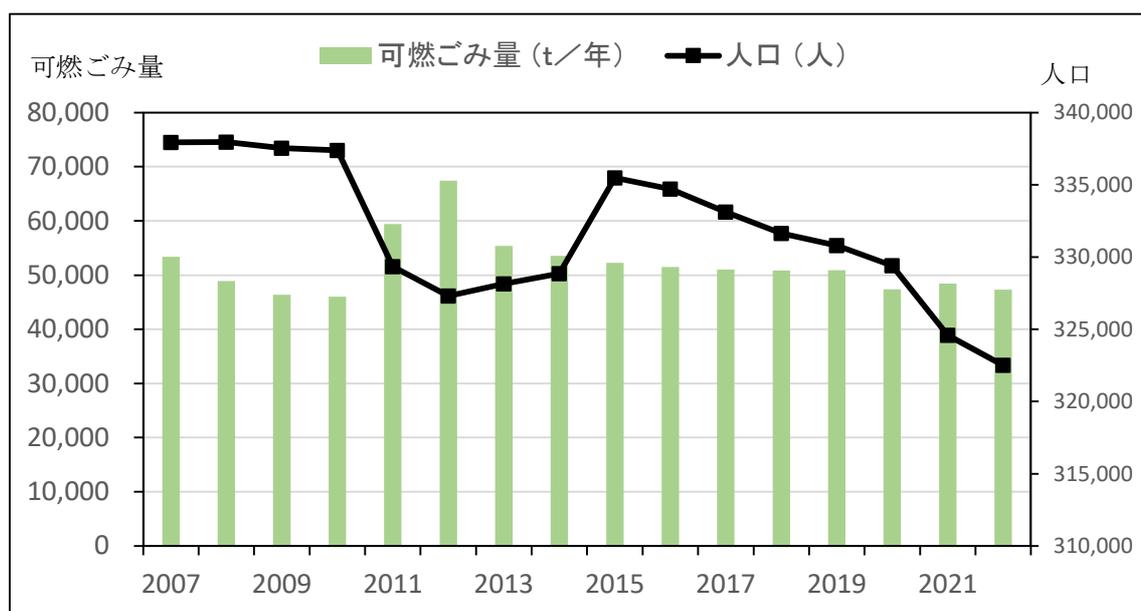


表 3-4-13 事業系可燃ごみの推移

## イ 事業系可燃ごみ量の推計結果

2014年度から2019年度までの事業系可燃ごみ量の変動率が平均年1.2%の減少であることから、これを基に2023年度以降の可燃ごみ量を推計した結果、次のとおりとなります。

可燃ごみ量の変動			
年度	可燃ごみ量(t/年)	1人1日当たり(g/人・日)	変動率(%)
2014	53,586	446.4	-
2015	52,270	426.9	-4.6%
2016	51,481	421.4	-1.3%
2017	51,018	419.6	-0.4%
2018	50,877	420.3	0.2%
2019	50,938	420.7	0.1%
平均			-1.2%

1人1日当たり(g/人・日)			
年度	実績値	推計値	改訂前目標値
2018	420.3	-	405.8
2019	420.7	-	398.1
2020	393.9	-	390.3
2021	409.0	-	382.6
2022	402.1	-	374.8
2023	-	415.2	367.0
2024	-	410.7	359.2
2025	-	406.0	351.4
2026	-	401.3	343.6
2027	-	396.7	335.8

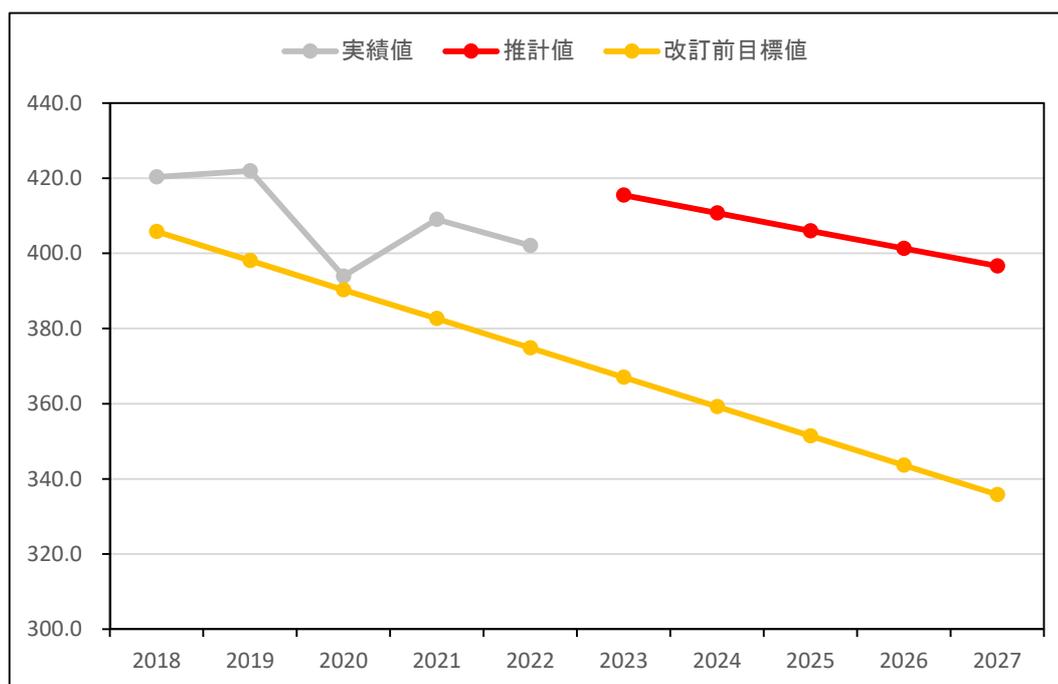


表3-4-14 事業系可燃ごみ排出量の推計と目標値

## ウ 事業系不燃ごみ量の推移

東日本大震災の影響で、2010年度から2012年度にかけて大きく増加しましたが、2013年度以降は震災発生前の水準以下となり、それ以降は減少を続けています。

年 度	不燃ごみ量 (t/年)	人口 (人)	1人1日当たり (g/人・日)	指数 2007=100
2007	490	337,926	4.0	100
2008	367	337,969	3.0	75.0
2009	349	337,544	2.8	70.0
2010	410	337,393	3.3	82.5
2011	1,479	329,342	12.3	307.5
2012	2,400	327,296	20.1	502.5
2013	332	328,135	2.8	70.0
2014	214	328,860	1.8	45.0
2015	209	335,493	1.7	42.5
2016	173	334,702	1.4	35.0
2017	200	333,108	1.6	40.0
2018	170	331,639	1.4	35.0
2019	151	330,787	1.3	32.5
2020	68	329,400	0.6	15.0
2021	70	324,586	0.6	15.0
2022	83	322,515	0.7	17.5

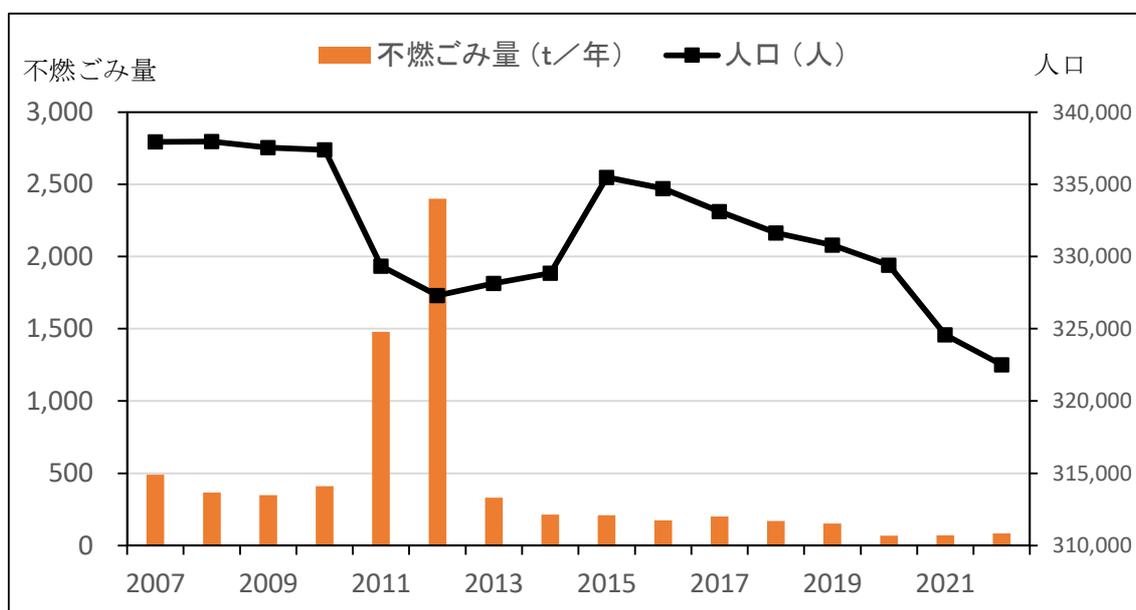


表 3 - 4 - 15 事業系不燃ごみの推移

## エ 事業系不燃ごみ量の推計結果

2014年度から2019年度までの事業系不燃ごみ量の変動率が平均年7.4%の減少であることから、これを基に2022年度以降の資源物量を推計した結果、次のとおりとなります。

不燃ごみ量の変動			
年度	不燃ごみ量(t/年)	1人1日当たり(g/人・日)	変動率(%)
2014	214	1.8	-
2015	209	1.7	-5.9%
2016	173	1.4	-21.4%
2017	200	1.6	12.5%
2018	170	1.4	-14.3%
2019	151	1.3	-7.7%
平均			-7.4%

1人1日当たり(g/人・日)			
年度	実績値	推計値	改訂前目標値
2018	1.4	-	1.3
2019	1.3	-	1.1
2020	0.6	-	1.0
2021	0.6	-	0.9
2022	0.7	-	0.8
2023	-	1.3	0.7
2024	-	1.2	0.7
2025	-	1.1	0.6
2026	-	1.0	0.5
2027	-	1.0	0.5

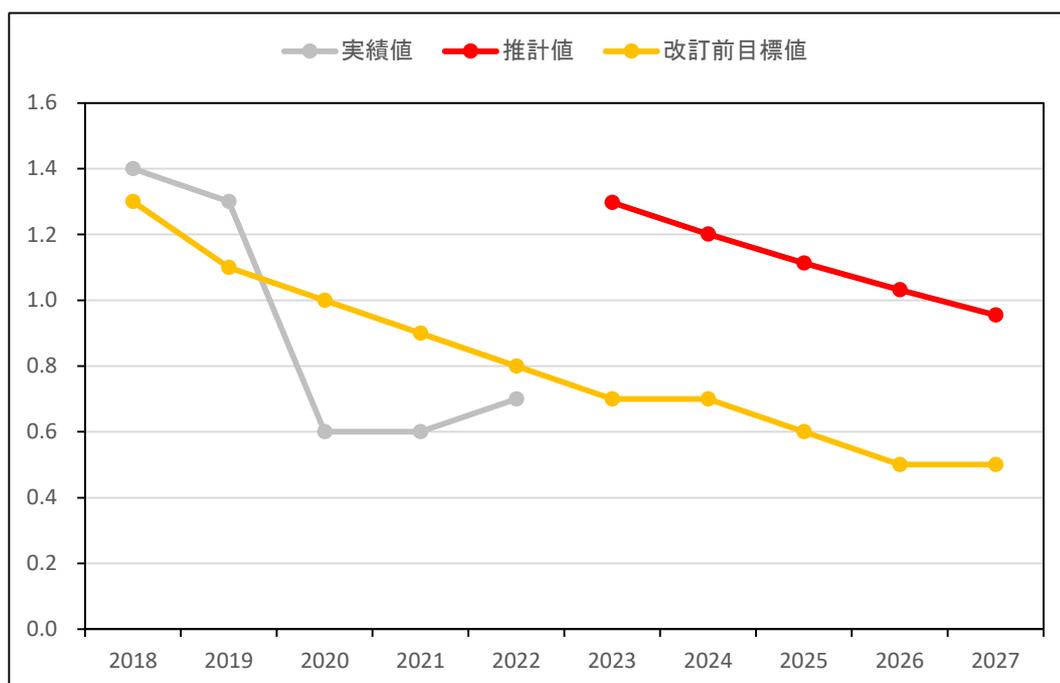


表 3-4-16 事業系不燃ごみ排出量の推計と目標値

## オ 事業系資源物量の推移

全ての年度において2007年度の実績を下回り、概ね減少傾向を続けています。

年 度	資源物量 (t/年)	人口 (人)	1人1日当たり (g/人・日)	指数 2007=100
2007	452	337,926	3.7	100.0
2008	385	337,969	3.1	83.8
2009	284	337,544	2.3	62.2
2010	257	337,393	2.1	56.8
2011	327	329,342	2.7	73.0
2012	260	327,296	2.2	59.5
2013	245	328,135	2.0	54.1
2014	248	328,860	2.1	56.8
2015	223	335,493	1.8	48.6
2016	187	334,702	1.5	40.5
2017	179	333,108	1.5	40.5
2018	180	331,639	1.5	40.5
2019	159	330,787	1.3	35.1
2020	180	329,400	1.5	40.5
2021	113	324,586	0.9	24.3
2022	139	322,515	1.2	32.4

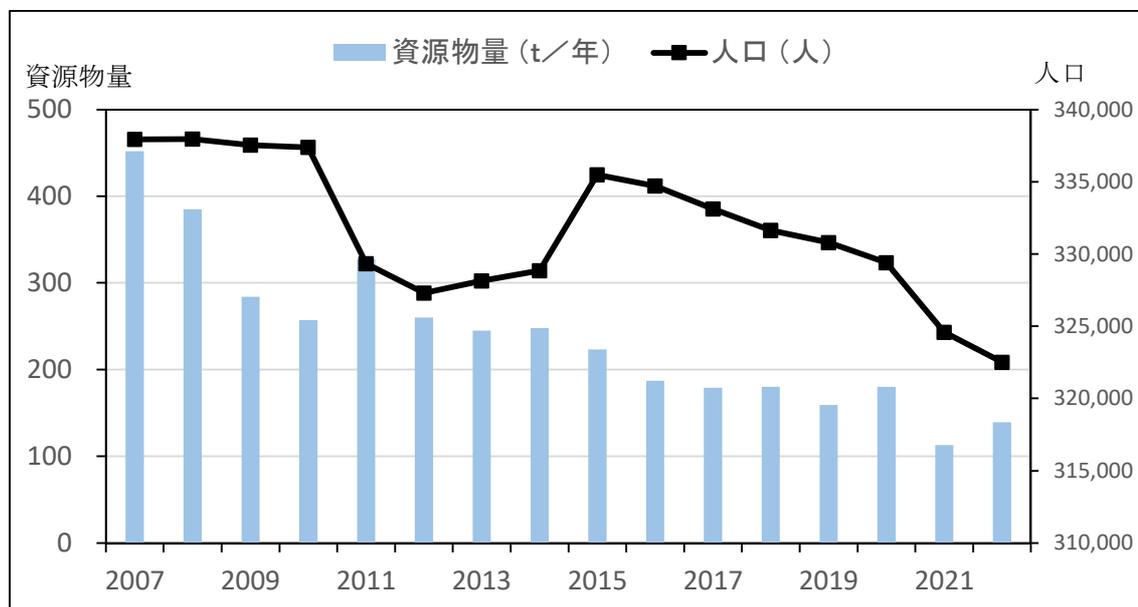


表3-4-17 事業系資源物の推移

## カ 事業系資源物量の推計結果

2014年度から2019年度までの事業系資源物量の変動率が平均年10.4%の減少であることから、これを基に2023年度以降の資源物量を推計した結果、次のとおりとなります。

資源物量の変動			
年度	資源物量(t/年)	1人1日当たり(g/人・日)	変動率(%)
2014	248	2.1	-
2015	223	1.8	-16.7%
2016	187	1.5	-20.0%
2017	179	1.5	0.0%
2018	180	1.5	0.0%
2019	159	1.3	-15.4%
平均			-10.4%

1人1日当たり(g/人・日)			
年度	実績値	推計値	目標値
2018	1.5	-	1.9
2019	1.3	-	2.1
2020	1.5	-	2.3
2021	1.0	-	2.5
2022	1.2	-	2.7
2023	-	1.3	2.9
2024	-	1.2	3.1
2025	-	1.1	3.3
2026	-	1.0	3.5
2027	-	0.9	3.7

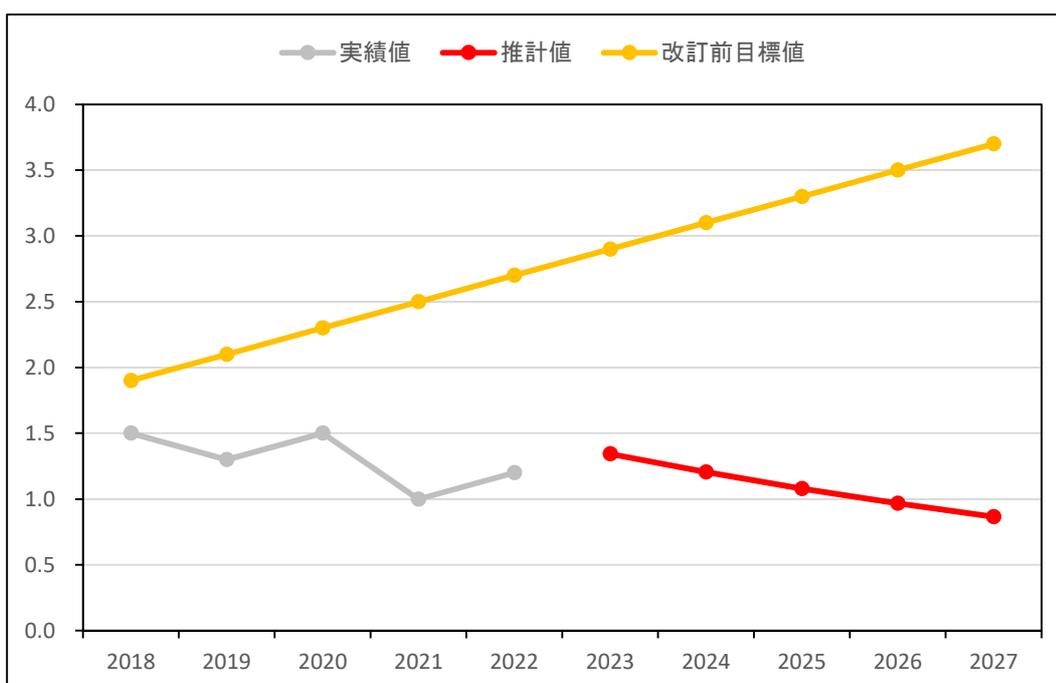


表3-4-18 事業系資源物排出量の推計と目標値

## 5 収集運搬計画

### (1) 収集回数、分別の内容

現在の収集頻度並びに分別の種類等について大きな問題は生じていないため、当面は現状を継続するものとします。なお、2023年度から「要援護者ごみ戸別収集事業」を開始したことも踏まえ、今後も必要に応じて検討を行うこととします。

### (2) 収集容器

現在、透明もしくは半透明の袋で収集を行っており、大きな問題は生じていないため、当面は現状を維持することとします。

## 6 中間処理計画

### (1) 焼却処理計画

#### ①焼却処理量の推移

現在、郡山市内で一般廃棄物焼却施設として稼働している施設は、富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンターの2施設です。

2007年度から2022年度までの両施設での焼却処理量及び埋立処分量は次のとおりです。

年度	富久山クリーンセンター		河内クリーンセンター		合計	
	焼却処理量	埋立処分量	焼却処理量	埋立処分量	焼却処理量	埋立処分量
2007	77,788	11,222	61,100	8,646	138,888	19,868
2008	75,357	10,795	57,188	8,034	132,545	18,829
2009	73,560	10,421	54,983	7,957	128,543	18,378
2010	70,580	10,321	56,366	7,909	126,946	18,230
2011	84,992	13,514	64,698	11,013	149,690	24,527
2012	86,247	12,805	79,948	12,512	166,195	25,317
2013	89,257	13,585	73,647	9,934	162,904	23,519
2014	86,368	12,985	76,430	11,067	162,798	24,052
2015	81,371	12,600	72,605	10,123	153,976	22,723
2016	70,271	10,431	69,450	10,104	139,721	20,535
2017	71,504	10,070	67,526	9,277	139,030	19,347
2018	70,125	10,243	67,499	9,236	137,624	19,479
2019	63,369	10,923	80,313	11,424	143,682	22,347
2020	73,746	10,969	63,541	9,783	137,287	20,752
2021	74,130	10,536	61,939	9,340	136,069	19,876
2022	71,836	9,297	58,881	9,585	130,717	18,882
平均	76,281	11,295	66,632	9,747	142,913	21,041

表3-6-1 焼却処理量

#### ②焼却処理施設計画

河内クリーンセンターは稼働開始から40年、富久山クリーンセンターは28年（いずれも2024年4月現在）経過しており、本計画期間中には更新計画もしくは延命化計画の検討を行う必要があります。

#### ③焼却処理計画

今後とも、可燃ごみ及び破碎選別後の可燃残渣について全量焼却処理を行うこととします。

## (2) 粗大ごみ・不燃ごみ破碎・選別処理計画

### ①破碎・選別処理量の推移

現在、富久山クリーンセンター及び河内クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別処理を行っています。

選別後の可燃残渣は両クリーンセンターにて焼却処理を行っており、資源化できるものは資源化し、不燃残渣は埋立処分を行っています。

それらの量及び比率は次のとおりです。

年度	2007	-	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
量 (t)	可燃残渣	1,219	-	2,196	1,451	1,781	1,206	1,866	1,510	3,428	2,566	2,109	2,663
	埋立処分	2,961	-	3,107	2,635	2,705	2,654	2,280	2,202	2,406	2,306	2,085	1,363
	資源化	3,167	-	3,639	2,734	2,642	2,568	2,484	2,455	2,587	3,098	2,711	2,375
	合計	7,347	-	8,941	6,820	7,128	6,428	6,630	6,166	8,420	7,970	6,905	6,400
比 率 (%)	可燃残渣	16.6	-	24.6	21.3	25.0	18.8	28.1	24.5	40.7	32.2	30.6	41.6
	埋立処分	40.3	-	34.7	38.6	37.9	41.3	34.4	35.7	28.6	28.9	30.2	21.3
	資源化	43.1	-	40.7	40.1	37.1	40.0	37.5	39.8	30.7	38.9	39.3	37.1

表 3-6-2 破碎・選別・資源化量

### ②破碎・選別処理施設計画

富久山クリーンセンターの粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザ選別処理施設は基幹改良工事を実施しましたが、河内クリーンセンター粗大ごみ処理移設は施設稼働後 40 年（2024 年 4 月現在）経過しており、本計画期間内に更新計画の検討を行う必要があります。

### ③破碎・選別処理計画

今後とも、破碎による処理を継続し、資源化できるものは資源化を行うこととします。

### (3) 資源物再資源化処理計画

#### ①再資源化処理量等の推移

現在、郡山市では、びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の処理は富久山クリーンセンター内のリサイクルプラザで、それ以外の資源ごみの処理は民間委託により行っています。紙類はそのまま資源化施設に搬入しています。

#### ②再資源化処理施設計画

当面は、現在の処理体制を継続していくものとしますが、今後、粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザの更新計画を行う場合は、併せて検討を行うこととします。

また、プラスチック資源循環推進法の施行に伴い、現在回収対象となっていないプラスチックについても収集することが市の努力義務とされたことから、この処理についても検討します。

#### ③再資源化処理計画

リサイクルプラザ及び民間の資源化施設へ搬入された資源物は全量再資源化されており、今後も同様に見込みます。

## 7 ごみの排出量及び再生利用率の目標

### (1) 当初目標値

改訂前計画の目標値は、次のとおり設定されました。

一人一日当たりの排出量・・・2割削減する

再生利用率・・・2015年度における中核市の平均を上回る

これを基に、表3-7-1のとおり設定されました。

	郡山市実績 (2016年度)	中核市平均値 (2015年度)	郡山市目標値 (2027年度)
一人一日当たりの排出量	1,141g/人・日	980g/人・日	910 g/人・日
生活系	717g/人・日	—	570 g/人・日
事業系	424g/人・日	—	340 g/人・日
再生利用率	10.3 %	20.0%	26.0%

表3-7-1 一人一日当たりの排出量目標値（改訂前計画）

### (2) 現在の状況と目標値の見直し

#### ①一人一日当たりの排出量

改定前計画で使用していた郡山市実績（2016年度）は、次の計算式により算出したものです。これは、郡山市内部の統計に使用しています。

$$\frac{\text{ごみ量 (t)}}{\text{現住人口} \times 365 \text{ 日}} \times 1,000,000$$

一方、現在公表している数値は、全国自治体と比較するため、環境省が発表したものを使用しています。これは、次の計算式により算出されます。

$$\frac{\text{ごみ量 (t)} + \text{集団資源回収量 (t)}}{\text{住民基本台帳人口} \times 365 \text{ 日}} \times 1,000,000$$

表3-7-1に示す改定前計画の実績（2016年度）は、環境省の公表する数値と異なるため、これを改めます。

## ②再生利用率の状況

全国及び中核市の再生利用率は、表 3-7-2 のとおり減少しています。

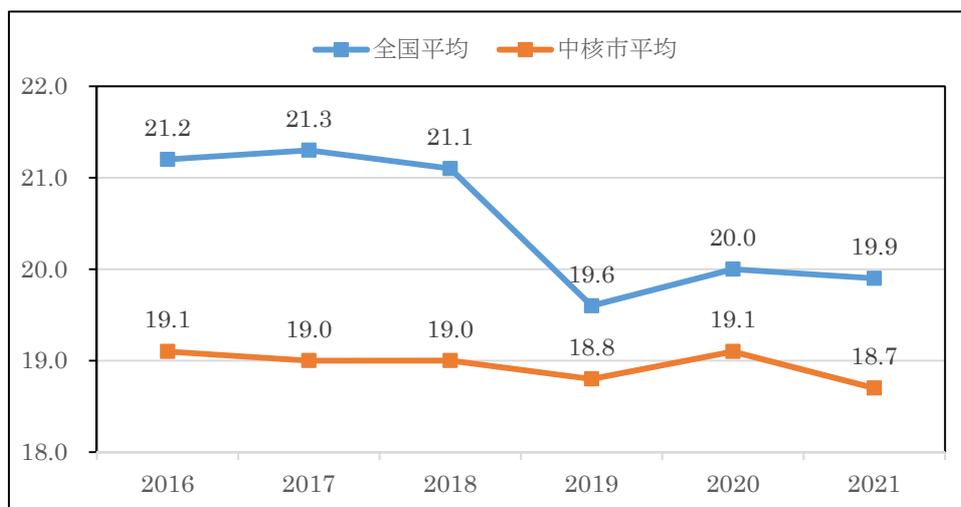


表 3-7-2 全国及び中核市の再生利用率の推移

この背景の 1 つとして、店頭回収など、自治体を経由しない方法での回収の普及が挙げられ、再生利用率は今後も伸び悩むことが予想されます。この全国的な傾向は郡山市も同様で、表 3-7-3 のとおり伸び悩んでいます。

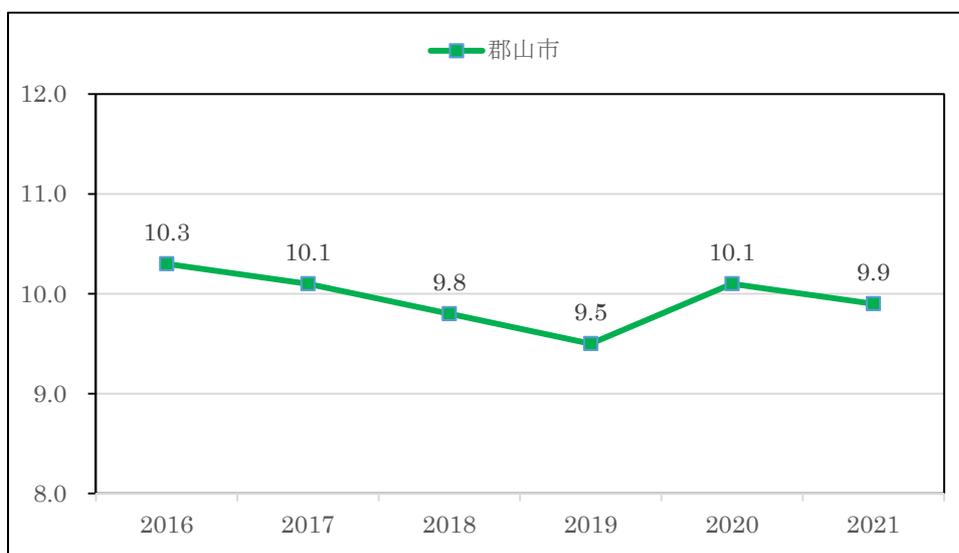


表 3-7-3 郡山市の再生利用率の推移

郡山市では、ごみの分別による資源物としての排出のほか、店頭回収などの積極的な利用を呼びかけておりますため、今後も再生利用率は伸び悩むことが予想されます。

このことから、再生利用率を見直し、新たに設定します。

### (3) 新たな目標値の設定

新たな目標値を表3-7-4のように定めます。

一人一日当たりの排出量は、2016年度の郡山市実績を環境省が発表する数字に入れ替え、そこから2割削減した数値を新たな目標値とします。

再生利用率は、全国的な傾向から考察しても、現在の「郡山市目標値（2027年度）」である26%は達成が難しいことから、まずは他中核市並みの数値を目指すこととし、2016年度から2021年度までの中核市の平均値である18.95%を上回る19.0%を郡山市目標値とします。

	郡山市実績		中核市平均値 (2021年度)	郡山市目標値 (2027年度)
	(2016年度)	(2021年度)		
<b>一人一日当たりの排出量</b>	1,215g/人・日	1,183g/人・日	921g/人・日	970 g/人・日
生活系	781g/人・日	767g/人・日	639g/人・日	620 g/人・日
事業系	434g/人・日	416g/人・日	282g/人・日	350 g/人・日
<b>再生利用率</b>	10.3 %	9.9%	18.7%	19.0%

表3-7-4 一人一日当たりの排出量目標値（本計画）

基本 理念	基本 方針	重 点 施 策
資源が循環するまちづくり	資源の循環的利用	<p>重点施策 1</p> <p>生活系可燃ごみの減量・資源化への取り組み推進</p>
		<p>重点施策 2</p> <p>事業系ごみの減量・資源化への取り組み推進</p>
		<p>重点施策 3</p> <p>循環型社会実現に向けての取り組みの展開</p>
	廃棄物の適正処理	<p>重点施策 4</p> <p>適切なごみ処理体制の充実</p>
		<p>重点施策 5</p> <p>指導・監視体制の充実</p>

## 施策の展開

- (1) 生ごみの減量・資源化への対応
- (2) ごみ減量行動の推進
- (3) 分別の徹底

- (1) 環境に配慮した経営環境マネジメントの促進
- (2) 事業者による分別強化と優良な環境行動への支援
- (3) 店頭回収等、リサイクルへの協力

- (1) サーキュラーエコノミーの推進
- (2) 市民の意識向上と減量行動の推進
- (3) 事業者の意識啓発の推進
- (4) 事業系ごみの減量化施策

- (1) 収集・処理体系の向上
- (2) 5R推進の向上
- (3) 計画的な中間処理施設・最終処分場の運営
- (4) 環境に配慮した運営管理体制の確立

- (1) 不適正処理への指導・監視
- (2) 不法投棄対策
- (3) 野外焼却（野焼き）に対する啓発・監視
- (4) 新技術の調査・検討

## 1 重点施策の詳細

### 重点施策 1 生活系可燃ごみの減量・資源化への取り組み推進

#### (1) 生ごみの減量・資源化への対応

家庭から排出される生ごみは、クリーンセンターで焼却処理を行っています。さらなる減量・資源化を図る必要があります。現在行っている生ごみ処理容器の無償貸与を積極的に行い更なる周知を図るとともに、一層の普及を促進していきます。

また、可燃ごみの中に占める割合が高い生ごみには多くの水分が含まれており軽く水切りをするだけでも十分な減量効果があることから、更なる啓発を図っていきます。

#### (2) ごみ減量行動の推進

イベントやキャンペーンなどの実施や、広報、ウェブサイト、SNS等を活用したより効果的で分かりやすい情報の発信と、ごみ減量の推進体制を構築することにより、ごみの減量・資源化の必要性を感じてもらえるよう市民のごみ減量への意識の高揚を図ります。

#### (3) 分別の徹底

ごみの中には、まだ多くの資源物が混入しています。このため、分別排出の徹底を図るための指導・啓発を強化するとともに、紙類のごみについては、資源化できる紙とできない紙を明示するほか、プラスチック類については、資源として排出できる種類を周知するなど、資源化しやすい環境づくりに努めていきます。

また、市内にある資源物回収場所をマップ化し、資源化を推進します。

## **重点施策 2** 事業系ごみの減量・資源化への取り組み推進

### **(1) 環境に配慮した経営環境マネジメントの促進**

ごみの減量化に関する手法や、ごみ減量の意義などの情報を正しく事業者に伝えるために、ごみの減量化に自主的に取り組めるような啓発や、事業者・市民・行政が協働で行うしくみづくりを推進していきます。

また、環境に配慮した行動が経営にも好循環をもたらすことを示すことで、積極的な減量を目指していきます。

### **(2) 事業者による分別強化と優良な環境行動への支援**

事業者が分別と資源化の重要性を認識し、自主的な取組みを推進するよう促していくことが重要であることから、事業者向けの講習会の開催やガイドブックを配布するなど、発生抑制をはじめとした取組みの推進を促していきます。

また、優良な事業者については、表彰するなどを行い、分別されていないごみを排出している事業者については厳しい対応で臨みます。

### **(3) 店頭回収等、リサイクルへの協力**

消費者は、ごみを分別して排出し、リサイクルされた製品を積極的に購入することが重要です。近年の課題である事業系生ごみ・古紙についてはより効果的な手法の調査・研究を進め減量・資源化を図ります。また、事業者は市民の利便性の向上とともに資源ごみの回収量を増やすため、品目の拡大や商業施設等での店頭回収個所の増設について積極的に取り組むことが重要です。

### **重点施策 3** 循環型社会実現に向けての取り組みの展開

#### **(1) サーキュラーエコノミーの推進**

ごみとなるものをできる限り発生させないように、5Rの取り組みの推進に努めます。

#### **(2) 市民の意識向上と減量行動の推進**

適切で分かりやすい情報の発信と、ごみ減量への推進体制を構築して、市民のごみの減量に対する意識の向上を図ります。

#### **(3) 事業者の意識啓発の推進**

事業系のごみについては、事業者自らが、ごみの減量・資源化の促進に自主的に取り組めるような啓発や、適正な排出・分別の徹底に関する指導を行います。

また、事業所に対して、事業所向けの講習会の開催やガイドブックを配布するなど、発生抑制をはじめとした取り組みの推進を促していきます。

#### **(4) 事業系ごみの減量化施策**

事業系ごみの減量化に向けて排出者処理責任を徹底させ、排出事業者の自己責任による減量化・資源化や適正処理の指導を行います。この徹底を図るため、定期的な事業所訪問を実施します。

また、可燃ごみに多く含まれる、紙類と食品残渣の削減を課題とし、手数料の見直し等を含めた施策を検討し、紙類の分別強化と食品残渣の減量化を推進します。

## **重点施策 4** 適切なごみ処理体制の充実

### **(1) 収集・処理体系の向上**

郡山市で排出される家庭ごみは、民間業者への委託によるステーション収集や資源化が可能な店頭回収及び回収品目の充実と、市民の利便性の向上等に努めながら見直しを行ってきました。

今後は、将来における高齢化・人口減少への対応やごみの排出量の変化に柔軟に応じられるよう収集体制の見直しを図っていきます。

また、ごみ減量・資源化の推進に合わせて、効率的な処理体系を保全し、市民サービス向上につながる処理体系の整備を目指します。

### **(2) 5 R 推進の向上**

Reduce（ごみを発生させない）、Reuse（ものを繰り返し使う）、Recycle（資源として再生利用する）の3 Rに加え、Refuse（ごみになるものを断る）、Repair（修理して使う）の2 Rを新たに重点施策として追加し、更なる発生抑制と再利用の活発化を目指してまいります。

### **(3) 計画的な中間処理・最終処分施設の運営**

ごみの減量化・資源化を推進するため、中間処理施設の適正な維持管理を行うとともに、環境に配慮した整備・運営の充実を促進していきます。

また、現在、埋め立て処分している焼却灰については、資源として有効利用できる手法等について調査します。

### **(4) 環境に配慮した運営管理体制の確立**

ごみ処理施設の運営管理にあたって、環境負荷の軽減に取り組むことにより、ごみ処理経費の削減にもつながるため、環境状態の把握に努めるとともに、環境に配慮した維持管理の向上を図ります。

## **重点施策5** 指導・監視体制の充実

### **(1) 不適正処理への指導・監視**

不適正処理の防止意識を高めるため、広報、パンフレット、SNS等で呼びかけるなど、普及啓発を充実させ、適正なごみ処理体制の維持を図っていきます。

### **(2) 不法投棄対策**

ごみの不法投棄は、市民生活への支障をきたし、環境に大きな影響を及ぼします。

このことから、現在、協定を結んでいる各団体と更なる指導・監視体制の強化に努め、不法投棄をしない、許さない環境づくりに努めていきます。

### **(3) 野外焼却（野焼き）防止に関する啓発・監視**

野外焼却は、自然環境や景観を損なうばかりでなく、悪臭、土壌や地下水の汚染など周辺地域の環境に影響を及ぼすことから、原則、禁止されています。

このことから、引き続き、啓発・監視などにより、野外焼却を許さない環境づくりへの取り組みを一層進めていきます。

### **(4) 新技術の調査・検討**

循環型社会への移行を進めていくためには、リサイクルへの新たな対応が求められています。今後の技術進歩とともにごみ処理・リサイクル方法が変化していくなかで、常に最新情報を把握し、ごみ処理技術の調査を進めていきます。

## 市民の役割の具体例

### 1 生ごみの減量・資源化への対応

#### ・食材の適正使用及び完食による食品ロス削減

⇒ 余計な食材の購入を控え、食べきれぬ量の食事を作りましょう。

#### ・生ごみの肥料化

⇒ 生ごみ処理容器を活用しましょう。

#### ・3きり運動の推進

⇒ 食べきり・使い切り・水切りをしましょう。特に、8割は水分と言われている生ごみの水切りを徹底しましょう。

### 2 減量行動の推進

#### ・マイバッグ・マイボトルの利用、不要な包装・レジ袋の辞退

⇒ マイバッグを持参し、レジ袋の提供を辞退しましょう。

⇒ 飲み物は、マイボトルを活用しましょう。

#### ・ワンウェイプラスチック製品の辞退

⇒ プラスチック製のスプーン、フォーク、ストローなど使い捨てプラスチックは、使用をなるべく控えましょう。

#### ・詰め替えや、繰り返し使用できる製品の購入

⇒ リユースしやすい商品、長期間使用できる商品、詰め替え商品などを購入しましょう。

#### ・フリーマーケット、リサイクルショップ、インターネットによる個人間取引等の利用促進

⇒ リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用し、積極的なリサイクル運動へ参加や協力をしましょう。

⇒ インターネットによる個人間取引等を利用し、リユースの促進、ごみの減量を推進しましょう。

#### ・自治会等の集団資源回収の積極的な利用

⇒ 自治会等の集団資源回収を積極的に利用しましょう。

#### ・店頭回収の積極的な利用

⇒ 商業施設等での店頭回収を積極的に利用しましょう。

#### ・フードドライブの利用

⇒ フードドライブ活動に積極的に参加し、利用しましょう。

### 3 分別の徹底

#### ・資源物の分別徹底

⇒ ごみと資源物の分別を徹底しましょう。市内にある民間の資源物回収場所を積極的に利用しましょう。

#### ・地域による見回りの徹底

⇒ 違反ごみの排出をなくすよう、地域でよく確認しあいましょう。

## 事業者の役割の具体例

### 1 環境に配慮した経営・環境マネジメントの促進

#### ・講習会や研修会への参加

⇒ 廃棄物関係の講習会や研修に参加しましょう。

#### ・事業者責任を推進するための取り組み

⇒ エコ・リサイクル製品認証制度等を利用し、地域と連携した環境保全活動に努めましょう。

### 2 事業者による分別強化と優良な環境活動への支援

#### ・紙類の資源物への分別徹底

⇒ ごみの分別徹底や資源物の自主回収システムを構築しましょう。

#### ・マイバッグ持参運動等への協力

⇒ マイバッグ運動に積極的に取り組み、レジ袋の削減に努めましょう。

#### ・販売店での簡易包装の推進

⇒ 過剰包装の自粛等に努めましょう。

#### ・エコアクション 21 や ISO14001 の取得

⇒ エコアクション 21 や ISO14001 の積極的な取得に努めましょう。

#### ・食品ロスの削減

⇒ 「てまえどり」運動やフードドライブに積極的に参加しましょう。

#### ・ワンウェイプラスチック製品の利用削減

⇒ プラスチック製のスプーン、フォーク、ストローなど使い捨てプラスチックの提供や利用をなるべく控えましょう。

### 3 店頭回収等リサイクルへの協力

#### ・店頭回収の実施

⇒ 市民の主体的な資源化を促進するため、資源物の店頭回収について検討しましょう。

#### ・再使用可能な容器を使った商品の販売

⇒ 再使用可能な容器が使いやすいよう提供方法を工夫し、積極的にPRしましょう。

#### ・食品残渣の資源化

⇒ 事業所から発生する生ごみの堆肥化等、自家処理に努めましょう。

## 行政の役割の具体例

### 重点施策 1 生活系可燃ごみの減量・資源化への取り組み推進

#### 1 生ごみの減量・資源化への対応

##### ・生ごみの減量・資源化の推進

⇒ 生ごみ処理容器の無償貸与事業を継続します。

⇒ 5Rフェスティバルのイベントとして「生ごみ減量・減るしいレシピ」コンクールを継続していきます。

#### 2 減量行動の推進

##### ・啓発活動と情報提供の充実

⇒ 「ごみの減量とリサイクル」「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識を図るため5Rフェスティバルを継続していきます。

#### 3 分別の徹底

##### ・分別排出の推進

⇒ ごみの日カレンダーや市ウェブサイト分別方法を掲載し、資源物の分別徹底について周知を図ります。

⇒ 市民に分かりやすい分別の啓発方法について研究します。

## 重点施策 2 事業系ごみの減量・資源化への取り組み推進

### 1 環境に配慮した経営・環境マネジメントの促進

#### ・意見交換の場づくり

⇒ 各種商工団体等を活用し、ごみにならない商品開発や販売方法、グリーン購入の促進、環境マネジメント等に関する課題について意見交換し、事業者、市民へ周知していきます。

### 2 事業者による分別強化と優良な環境活動への支援

#### ・紙類の資源化拡大

⇒ 事業系ごみのうち、大きな割合を占める紙類の資源化を推進するため、事業者による分別徹底の推進を図ります。

⇒ 資源化可能かどうか判断が難しい古紙の分別方法が分かるよう、市ウェブサイト等により周知します。

#### ・優良事業者の評価制度

⇒ ごみ減量や資源化に積極的に取り組む事業者を把握し、表彰するなど、成果を評価するシステムを構築していきます。

### 3 店頭回収等、リサイクルへの協力

#### ・店頭回収の推進

⇒ 情報提供等を行い、事業者の自主回収システムを支援していきます。

#### ・グリーン購入の推奨

⇒ 事業者に対しグリーン購入品の使用を推奨していきます。

## 重点施策3 循環型社会実現に向けての取り組みの展開

### 1 サークュラーエコノミーの推進

#### ☆「捨てるという概念を捨てる」

⇒ 「環境への取り組みは、将来的に自分の経済価値に戻ってくる」ことを念頭に、「自然に還る素材に変える」「自然に戻らないものはぐるぐる使いまわす」「いらぬものを作らない・買わない、買ったものは最大限使う」ことの必要性を周知していきます。

### 2 市民の意識高揚と減量行動の推進

#### ・啓発活動と情報提供の充実

⇒ ごみの日カレンダー、市ウェブサイト、SNS等で分別方法を掲載し、資源物の分別の徹底を図ります。

⇒ 「ごみの減量とリサイクル」「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識醸成を図るため、5Rフェスティバルを継続します。

#### ・環境学習の推進

⇒ 環境講座や出前講座の充実を図り、ごみに対する理解と協力を得ます。

⇒ ごみ減量とリサイクルをテーマとした、市内の全小学校4年生に配布している社会科授業用冊子の配布を継続します。

⇒ 町内会・自治会・地域団体等が主体的に開催する研修や講習の場へ職員を派遣し環境浄化の推進に努めます。

#### ☆推進体制の構築

⇒ 町内会や自治会役員と協力しながら、ごみ出しルールの説明や指導を図ります。

⇒ 各地域の環境浄化推進委員と連携を図りながら、ごみの分別・減量に努めます。

#### ・行動への支援

⇒ 優良な活動を行う団体や個人を顕彰できるよう実態の把握に努めます。

⇒ 資源回収推進報奨金制度を継続します。

#### ☆生活系ごみの適正負担の推進

⇒ ごみ排出量の抑制と排出量による公平な費用負担を図るため、他市の動向及び実施状況等の調査を行い継続して検討します。

⇒ 事業者と協働で開催している5Rフェスティバル等のイベントを継続します。

#### ☆本計画における優先的事項

### 3 事業者の意識啓発の推進

#### ・啓発活動と情報提供の充実

⇒ 市のウェブサイトを利用し、事業者へ5Rに関する仕組みや意義等について周知します。

#### ・環境学習、教育の推進

⇒ 事業者と協働で開催している5Rフェスティバル等のイベントを継続します。

### 4 事業系ごみの減量化推進

#### ・分別の徹底を指導

⇒ 新たに作成した事業者向け冊子により、引き続き周知します。

#### ・事業系ごみの適正負担の推進

⇒ 他市の状況や民間施設の状況を調査し、ごみ処理手数料の見直しを検討いたします。

#### ・古紙リサイクル排出の推進

⇒ 商工団体等と連携・協力し中小事業者を対象とした資源物の回収ルート確保を図り、事業系ごみのリサイクルを推進します。

#### ・優良事例を紹介する仕組みづくり

⇒ ごみの発生抑制等に貢献している事業者の把握に努め、市ウェブサイト等で活動内容を広く紹介していきます。

#### ・あわせ産廃の見直し

⇒ 他市の状況等を調査し、あわせ産廃の受け入れ等についての見直しを検討します。

## 重点施策 4 適切なごみ処理体制の充実

### 1 収集・処理体制の向上

#### ・ 収集サービスの向上

⇒ 収集業務の委託業者に対して、研修会等の実施に努めます。

#### ・ ごみ適正処理の推進

⇒ 市のウェブサイト等による啓発により、ごみの適正処理に努めます。

### 2 5 R 推進の向上

#### ・ 各種団体との連携

⇒ 5 R 活動の定着と推進を図る役割を担う団体と連携をとり、市民の自発的な活動を支援していきます。

#### ・ 優良活動の評価体制づくり

⇒ 発生抑制、再利用、再生利用について、先導的かつ優良な取り組みを進めている市民や事業者の活動を客観的に評価する体制づくりに努めます。

### 3 計画的な中間処理施設・最終処分場の運営

#### ・ 施設の適正維持管理

⇒ 燃えないごみを破砕処理して減容化し、埋立地の延命化を図ります。

#### ・ 熱回収の効果的利用促進

⇒ 売電先や余熱利用方法について検討していきます。

#### ・ 焼却残渣の資源化の検討

⇒ 最終処分場の延命化のため、今後も金属等の資源回収を進めるほか、その他焼却灰のリサイクルについても検討します。

### 4 環境に配慮した運営管理体制の確立

#### ・ 処理施設の監視体制の充実

⇒ 引き続き適正な管理に努め、排出基準を満たします。

⇒ 維持管理情報を継続してウェブサイト公開していきます。

#### ☆環境対策に必要な施設整備の検討

⇒ 焼却灰を減容化し、路盤材などのリサイクルにもつながる施設の整備について調査していきます。

#### ☆本計画における優先的事項

## 重点施策5 指導・監視体制の充実

### 1 不適正処理への指導・監視

#### ・市民及び事業者への指導、監督

- ⇒ 違反事業者に対して、廃棄物の適正処理についての直接指導を継続します。
- ⇒ 市民に対してごみ出しルール対話集会やごみ集積所立ち合い指導事業を継続していきます。

### 2 不法投棄対策

#### ・監視活動の強化

- ⇒ 不法投棄監視員や不法投棄パトロールによる監視活動を継続します。
- ⇒ 各種団体と協定を結び不法投棄情報の早期把握に努めます。

### 3 野外焼却（野焼き）に対する啓発・監視

#### ・パトロールの実施

- ⇒ 啓発・監視などにより、野外焼却をしない環境づくりを一層進めます。

### 4 新技術の調査・検討

#### ・最新情報の把握

- ⇒ 常に最新情報を把握しごみ処理技術の調査を進めます。

#### ・新たなリサイクルの調査、検討

- ⇒ 現在焼却処分されている木くずや生ごみについて有効なリサイクル方法について調査します。

## 2 ごみ処理基本計画

### (1) 計画目標年度

2027年度を目標年度とします。

### (2) 計画区域

郡山市全域を計画区域とします。

### (3) 目標値

一人一日当たりのごみ排出量については、970g/人・日（生活系ごみ620g/人・日、事業系ごみ350g/人・日）を目標とします。また、再生利用率については19.0%を目標値とします。

目標設定に当たっては、2021年度実績から2027年度目標値までを直線で結び、得た値を各年度の数値として採用しています。

	実績値	目標値						
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
一人一日当たりの	1,183	1,148	1,113	1,078	1,043	1,008	970	
ごみ排出量 (t/年)	生活系	767	743	719	695	671	647	620
	事業系	416	404	392	380	369	357	350
再生利用率	9.9%	11.4%	12.9%	14.4%	15.9%	17.4%	19.0%	

表4-2-1 一人一日当たりのごみ排出量（実績値と目標値）

### (4) 収集運搬計画

収集回数及び分別品目は当面、現状維持としますが、必要に応じて検討を行うこととします。

### (5) 収集容器

現在、透明もしくは半透明の袋で収集しており、特に問題は生じていないため、当面は現状維持とします。

## (6) 中間処理計画

### ①焼却処理計画

河内クリーンセンターは稼働開始から40年、富久山クリーンセンターは28年（いずれも2024年4月現在）経過しており、本計画期間中には更新計画もしくは延命化計画の検討を行う必要があります。

また、今後とも、可燃ごみ及び破碎選別後の可燃残渣について全量焼却処理を行うこととします。

### ②粗大ごみ・不燃ごみの破碎・選別処理計画

富久山クリーンセンターの粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザ選別処理施設は、基幹改良工事を実施しましたが、河内クリーンセンター粗大ごみ処理移設は施設稼働後40年（2024年4月現在）経過しており、本計画期間内に更新計画の検討を行う必要があります。

### ③資源物処理計画

市内から発生する資源物は、富久山クリーンセンター内のリサイクルプラザや民間委託により全量資源化されています。

当面は現状を維持しますが、新たに粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザの更新計画を策定する際は、併せて検討を行うこととします。

## (7) 最終処分計画

現在、埋立処理を行っている河内埋立処分場は第4期埋立地が整備され、新たに20,300 m<sup>2</sup>、516,000 m<sup>2</sup>の埋立が可能となりました。併せて、リニューアル工事を実施した第一污水处理施設の適正な維持管理に加え、老朽化が進む第二污水处理施設の延命化計画の検討を行う必要があります。

## (8) 災害廃棄物の処理計画

2022年2月に策定した本市の災害廃棄物処理計画に基づき、処理を行うものとしてします。

また、広域的な処理が必要となった場合、2021年6月に福島県及び県内市町村・事務組合間で締結した「福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」に基づき処理を行うものとしてします。



### 1 計画に係る施策の趣旨

食品ロスとは、本来食べられるのに廃棄されてしまう食品のことを指します。食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、家庭・事業所・店舗等などのあらゆるところで、食べ残し・食材の過剰除去・未利用廃棄として、日常的に発生しています。世界中に飢餓や栄養不足で苦しむ人々がいる中、食品ロスに関する国際的な関心は高まっており、SDGsの中にも達成すべき目標が設定され、国際的に重要な課題となっています。

我が国は多くの食糧を輸入し消費していますが、一方で大量に廃棄もしています。国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進するため、食品ロス削減推進法が成立し、2019年5月に公布、10月に施行されました。また、2020年3月には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、自治体はその基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされました。

これらを踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて、市内における食品ロス発生量、食品ロスの発生要因及び市民・事業者の食品ロスに関する関連事項を整理し、食品ロス削減施策をとりまとめた「郡山市食品ロス削減推進計画」を策定するものです。

なお、本章では「生活系」「家庭系」という表現がありますが、「生活系」は家庭から出る資源物を含むごみ全般を指し、「家庭系」は「生活系」から資源物を除いたものを指します。食品ロスについては全て「家庭系」としてしています。

## 2 世界と我が国の食品ロスの現状

### (1) 世界の食品ロスの現状

消費者庁は、食品ロス削減関係参考資料（令和4年9月29日版）の中で次のように述べています。

- ・食料は、世界全体で人の消費向けに生産された量のおおよそ3分の1、1年当たり13億トンが失われ、あるいは捨てられている。
- ・低所得国における食料のロス・廃棄の原因は、主として、収穫技術、厳しい気候条件での貯蔵と冷却技術、インフラ、包装及びマーケティング・システムにおける財政的、経営的及び技術的制約に関連しているのに対し、中・高所得国における原因は、主としてフードサプライチェーンにおける各アクターの間の協調の欠如と消費者の習慣にある。

（国際連合食糧農業機関（FAO）の「世界の食品ロスと食料廃棄（2011年）」からの引用）

### (2) 日本の食品ロスの現状

わが国の食品ロスの現状は、2020年度は推計で約522万トン発生していると公表されており、その内訳は家庭系が247万トン（全体の47%）、事業系が275万トン（全体の53%）となっています。

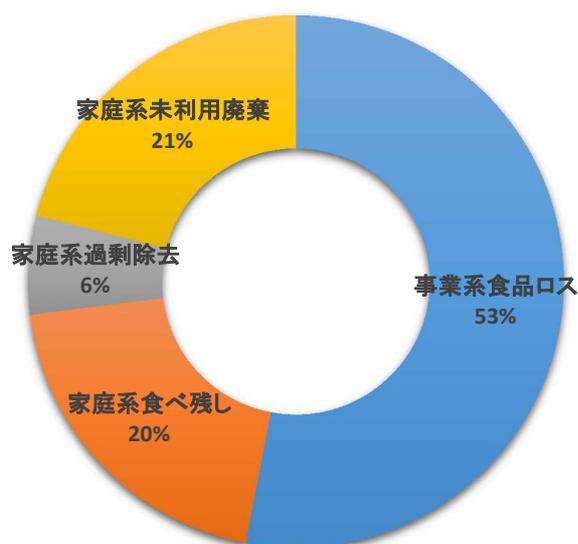


図5-2-1 我が国の食品ロスの割合（2020年度）

### 3 食品ロスの範囲

食品ロスとは、本来食べられる状態にあるにもかかわらず、廃棄されてしまう食品のことで、食品のサプライチェーンいわゆる食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に発生しています。また、食品の運搬や保存のためにも資源やエネルギーが消費されており、それによって排出される温室効果ガスは気候変動の原因になっています。食品ロスが発生すれば、それらの資源やエネルギーの一部が無駄に使用されたことになります。

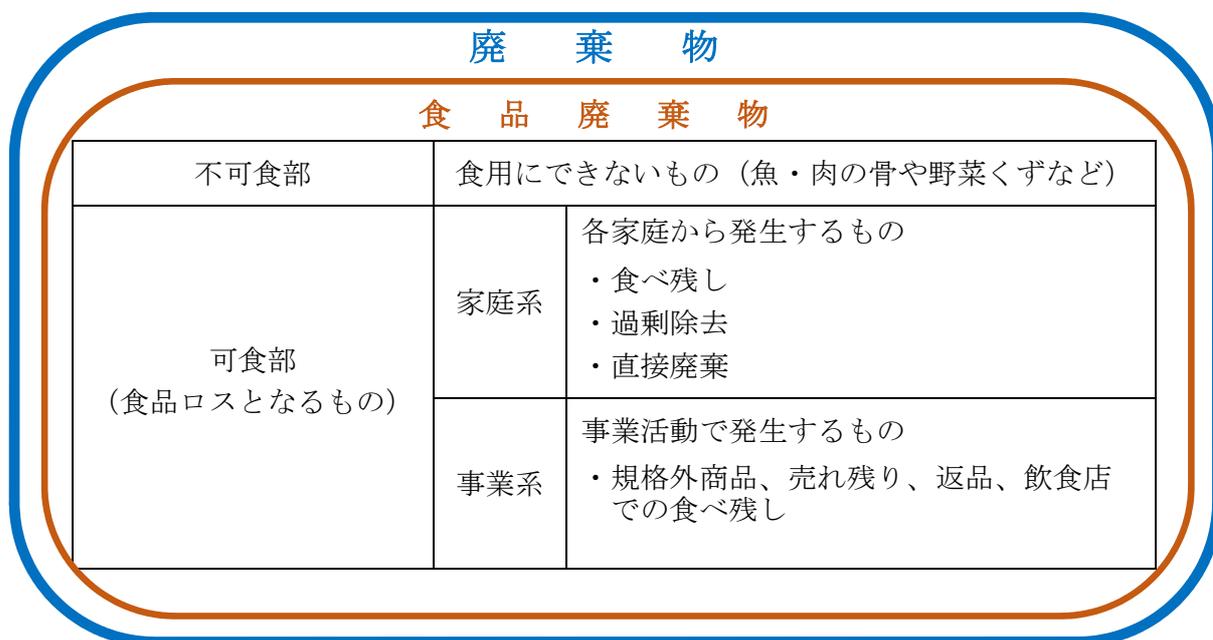


図5-3-1 食品ロスの範囲

## 4 食品ロスとSDGsの関係

国連で2015年に採択された持続可能な開発目標SDGsの中のゴール12「つくる責任 つかう責任」では、食品ロス削減について言及したターゲット12.3に、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」と掲げています。

このターゲットの達成に関しては、「食品ロス削減」直接の目的のほか他のゴールやターゲットの目標達成に相互に効果を及ぼすものと関連付けることができるものが多く、その重要性が認識されています。



図5-4-1 他のSDGsゴール・ターゲットとの関連

## 5 郡山市の食品ロスの現状と推計方法

### (1) 家庭系食品ロスの推計

家庭系食品ロスの実態把握のため、本市では組成調査を2019年度から各年度1～3回程度実施しています。

	地区種類	可燃ごみの中の食品 ロス割合 (%) ※	食品ロスの内訳 (%)			
			直接廃棄			食べ残し
			100%	50%以上 残存	50%未満 残存	
1	既存住宅地	9.1	2.3	1.5	0.5	4.9
2	既存住宅地	4.5	2.1	0.6	0.4	1.4
3	新興住宅地	2.7	1.5	0.2	0.2	0.8
4	集合住宅	4.8	0.4	0.0	0.5	3.9
5	新興住宅地	6.1	2.0	1.3	1.2	1.6
6	市街化調整区域	5.6	0.3	0.2	0.1	5.0
7	既存住宅地	5.9	2.0	0.8	0.6	2.5
8	既存住宅地	6.6	3.0	0.5	0.5	2.6
	平均	5.7	-	-	-	-

※端数処理をしているため、合計値と内訳が一致しないところがあります。

表5-5-1 本市が実施した組成調査の結果

本市の家庭系食品ロスの量は、調査8回分の食品ロス割合の平均値を使用し、これを生活系可燃ごみ量に乗じて推計します。なお、2020年度以降は、災害による廃棄物が出されていると推定されるため、推計値算出には2019年度の生活系可燃ごみ量を使用しています。

年度	生活系可燃ごみ量 (t/年)	可燃ごみの中の 食品ロス割合 (%)	推計食品ロス量 (t/年)	備考
2019	71,880	5.7	4,097	目標数値算出に使用
2020	74,347	5.7	4,238	参考数値
2021	72,767	5.7	4,148	参考数値
2022	71,141	5.7	4,055	参考数値

表5-5-2 生活系食品ロス量の算出

## (2) 事業系食品ロスの推計

本市では事業系食品ロスの量の調査を行っていないため、福島県の調査結果から推計することとし、県全体の関連事業種ごとの食品ロス量数値に本市の事業所数の割合を乗じて算出します。関連事業種は、日本標準産業分類における中分類で「食料品製造業」「飲食料品卸売業」、「飲食料品小売業」に該当するもの、また、産業分類にあるカテゴリーではありませんが、農林水産省が集計する「外食産業」で発生する食品ロス量を報告書や調査等から算出しています。

	事業所数			事業系食品ロス量	
	県全体	郡山市	(割合)	県全体	郡山市
E 製造業					
09 食料品製造業	524	126	(24.0%)	5,383	1,292
I 卸売業、小売業					
52 飲食料品卸売業	957	268	(28.0%)	543	152
58 飲食料品小売業	4,508	717	(15.9%)	10,207	1,623
M 宿泊業、飲食サービス業	9,663	1,777	(18.4%)	8,267	1,521
R サービス業(他に分類されないもの)					
合計				24,400	4,588

表5-5-3 事業系食品ロス量の算出

## (3) 郡山市の食品ロス量推計

家庭系食品ロス推計量が4,097 t、事業系食品ロス推計量が4,588 tであることから、郡山市で発生している食品ロス量を8,685 tと推計します。

## 6 郡山市の食品ロスの削減目標

2022年6月に福島県が策定した「福島県食品ロス削減推進計画」では、2030年度の食品ロス発生量を2019年度から14%減少させることを目標としています。

郡山市においてもこれを準用し、2019年度から2030年度までの削減の割合を14%とします。ただし、郡山市一般廃棄物処理基本計画が2027年度までのものであることから、2019年度の排出量と2030年度の目標値を直線で結び、2027年度に該当する数値を目標値として採用します。

	2019年度 (基準年度)		2027年度		2030年度 (14%減)
食品ロス発生量	8,685t	...	7,801t	...	7,469t
家庭系	4,097t	...	3,680t	...	3,523t
事業系	4,588t	...	4,121t	...	3,946t
※(参考)福島県	70,600t		-		60,600t

表5-6-1 郡山市の食品ロス量の設定目標

## 7 食品ロス削減のための市民・事業者・行政の役割

### 市民の役割

食品ロスの状況、発生による影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスの量についても把握する必要があります。その上で、一人一人が、食品ロスを削減するために日々の生活で自らができることを考え、行動に移すことが必要です。

また、自身の消費行動による食品ロスの発生が、環境や他の地域・国々の人々に影響を及ぼすことを認識し、食品ロスの削減に取り組む食品関係事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な活動を行う事業者の取り組みを支援することが望まれます。

### 事業者の役割

食品に関わる事業者については、自身の商品に関するサプライチェーン全体で、食品ロスの発生状況とその削減について理解を深めるとともに、市民へ自らの取り組みに関する情報提供や啓発をすることが必要です。また、自らの事業活動により発生している食品ロスの量を把握し、サプライチェーン内も含め常に見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが必要です。削減への活動を行った上で発生する、やむを得ない食品ロスについては、適切に再生利用を図ることが求められます。

食品に関わらない事業者についても、事業活動から排出される食品ロスに関し理解を深め、社員等の教育を定期的実施することが必要です。また、事業における備蓄食品（災害時用含む）があれば、それらの適切な管理に努め、事業者同士の連携を通じて食品ロスの削減に努めることが求められます。

なお、事業者に共通する事項として、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

### 行政の役割

市民及び事業者の役割についての理解を促進するとともに、各主体において積極的に実践ができるような施策を推進するほか、市の施策の周知を図り、参加を促します。

## 8 食品ロス削減のための郡山市の施策

### (1) 生ごみ処理容器無償貸与事業

生ごみや草などを自然に堆肥化する「コンポスト容器」や、微生物群を使って生ごみを発酵させたい肥化する「ボカシ容器」を無償で貸与しています。



図5-8-1 コンポスト容器(左)とボカシ容器(右)

### (2) 「生ごみ減量!減るしいレシピ集」パンフ作成と専門サイト開設

通常廃棄する不可食部分を可食化し、食品廃棄物そのものをできるだけ出さない料理を創作するメニューを紹介した「生ごみ減量!減るしいレシピ集」を発行しています。また、「クックパッド」内に開設した「郡山市のキッチン」では、レシピ集に掲載されていないものも紹介しています。



図5-8-2 「減るしいレシピ集」第2弾(左)と「クックパッド公式キッチン」

### (3) 市内の小売店舗との啓発の連携

2021年度及び2022年度には、市内のショッピングセンターにおいて、食品ロス削減に係る子供向けクイズや資料展示が郡山市の後援で行われ、SDGs、郡山市のごみの量、世界が抱える食品ロスの問題、食品ロス削減のために今からできることなどを啓発するイベントを実施しました。

多くのクイズ参加があったとともに、展示した資料や減るしいレシピ集パンフなどの配布により、SDGsや食品ロスに対する理解が深まりました。



図5-8-3 イベントの様子

#### (4) コンビニ、スーパーとの連携による「てまえどり」に関する推進

「てまえどり」は、消費者へ対する食品ロス削減のためのお願いとして、「すぐに食べるのであれば、手前に並べられている消費期限や賞味期限が近くなった商品から優先的に購入する」ことを呼びかけるものです。主におにぎり、サンドイッチ等の陳列棚に使用されています。



図5-8-4 てまえどり運動POPと掲示風景

# 第6章 生活排水処理基本計画

## 1 生活排水に係る現況と評価

### (1) 生活排水処理の体系

郡山市の2022年度時点での計画処理区域内人口は322,515人であり、そのうち公共下水道接続人口は220,835人、合併処理浄化槽処理人口は53,118人、農業集落排水処理施設接続人口は8,450人、単独処理浄化槽処理人口は32,611人、し尿汲取り人口は7,501人となっています。

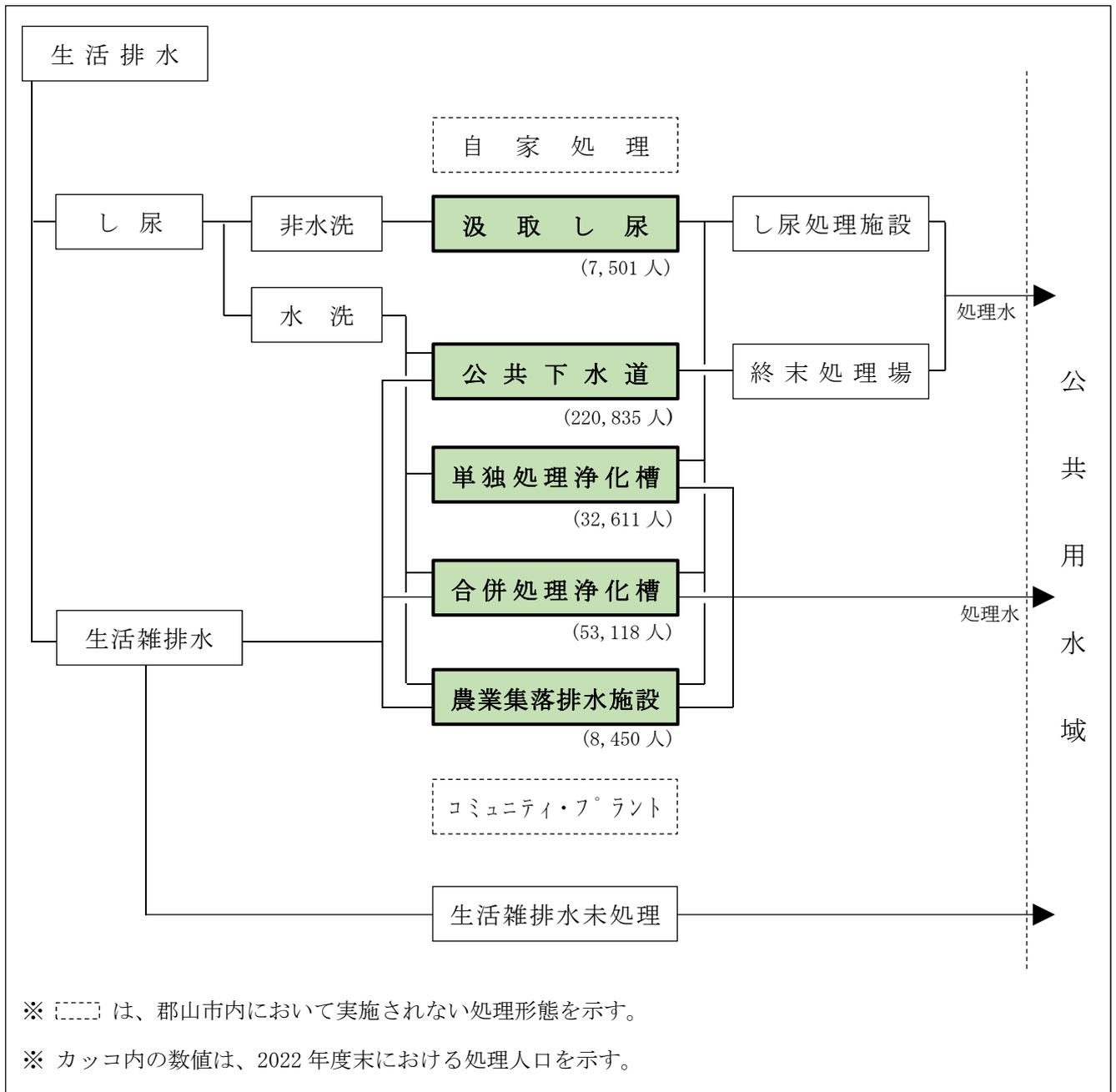


図6-1-1 郡山市の生活排水処理体系

## (2) 生活排水処理状況

水洗化・生活雑排水処理人口については、計画処理区域内の人口が減少傾向にあるため、おおむね減少傾向にあります。合併処理浄化槽人口は微増の傾向にあります。この原因としては、公共下水道が敷設されていない郊外の住宅地が開発されたことなどが考えられます。

水洗化率及び生活排水処理率を見ると、減少することなく年度ごとに上昇していることから、単独処理浄化槽及びし尿汲取りの廃止が進み、合併処理浄化槽への転換、または公共下水道や農業集落排水施設への接続が図られ、水洗化及び生活雑排水の処理が着実に普及していると考えられます。

区 分	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
1.計画処理区域内人口	334,702	333,108	331,639	330,787	329,400	324,586	322,515
2.水洗化・生活雑排水処理人口	283,261	282,018	281,405	281,167	280,894	279,518	282,403
(1)コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽人口	48,312	49,269	48,486	48,300	48,788	49,155	53,118
(3)公共下水道接続人口	225,548	223,606	223,842	223,920	223,367	221,781	220,835
(4)農業集落排水施設接続人口	9,401	9,143	9,077	8,947	8,739	8,582	8,450
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	36,780	36,478	35,616	34,982	34,827	32,359	32,611
4.非水洗化人口	14,661	14,612	14,618	14,638	13,679	12,709	7,501
(1)し尿汲取人口	14,661	14,612	14,618	14,638	13,679	12,709	7,501
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0
水 洗 化 率 (%)	95.6	95.6	95.5	95.5	95.8	96.0	97.6
生活排水処理率 (%)	84.6	84.6	84.8	84.9	85.2	86.1	87.5

(出典・算出元資料：郡山市統計情報（現住人口）及び郡山市上下水道局提供資料)

- ・計画処理区域内人口は、現住人口(年度末)とする。
- ・合併処理浄化槽処理人口、公共下水道接続人口、農業集落排水施設接続人口は、郡山市上下水道局の値を使用
- ・単独処理浄化槽処理人口、し尿汲取人口は、単独処理浄化槽人口と非水洗化人口(ともに郡山市上下水道局提供)の和に対するそれぞれの割合を出し、計画処理区域内人口と水洗化・生活雑排水処理人口の差に乗じて算出

表 6 - 1 - 1 生活排水実績

また、2020年度における郡山市と福島県及び国の水洗化率並びに生活排水処理率を比較すると、福島県の平均値よりも高いものの、全国平均では、水洗化率は全国平均を上回っていますが、生活排水処理率は下回っています。

	郡山市	福島県	全国平均
	(2022年度)	(2022年度)	(2022年度)
水洗化率	93.30%	92.40%	95.90%
生活排水処理率	93.20%	72.61%	87.30%

出典：環境省「日本の廃棄物処理(令和2年度版)」  
 福島県「福島県の一般廃棄物処理の状況(令和2年度)」  
 郡山市「令和4年度末 汚水処理人口普及率・接続率」

表6-1-2 生活排水処理率実績

### (3) 生活排水の処理主体

汲取し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の清掃は、許可業者への全面委託により行っています。

施設の種類	生活排水の種類	処理主体	
		現況	計画
①公共下水道	し尿、生活排水	郡山市	郡山市
②農業集落排水施設	し尿、生活排水	郡山市	郡山市
③コミュニティプラント	し尿、生活排水	—	—
④合併処理浄化槽	し尿、生活排水	個人等	個人等
⑤単独処理浄化槽	し尿	個人等	個人等
⑥し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	郡山市	郡山市
⑦自家処理	し尿、浄化槽汚泥	—	—

表6-1-3 生活排水処理の主体

## 2 生活排水処理基本計画の基本理念及び基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念と目標

本計画の理念及び目標については、関連計画である第四次環境基本計画と整合を図り、次のとおりとします。

#### きれいな水や空気が守られ、安全・安心に暮らせるまちづくり

水は海や河川・湖沼等から蒸発し雨となって地表に降り注ぎます。地表に降った雨は地下に浸透し地下水として流れ、やがて海や河川・湖沼に流れ込みます。このように水は絶えず地球上を循環しており、私たちの生活を支える貴重な資源です。

この豊かな水環境を守っていくためには、生活排水対策や事業場に対する規制など、水環境の改善や保全策が重要です。そのため、水質汚濁防止法などの関係法令に基づき、水質汚濁の防止や土壌汚染対策等を行い、健全な水環境を維持し、または改善するための取り組みを推進します。

(郡山市第四次環境基本計画より引用)

### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水による公共用水域の汚染対策として、水の適正利用に関する普及と啓発を行うとともに、地域の特性や処理対象に合わせた生活排水処理施設の整備及び維持管理を適切に実施していくこととします。

- ① 計画処理対象区域は郡山市全域とします。
- ② 公共下水道の計画区域については、下水道整備の推進及び接続率の上昇を目指すこととします。
- ③ 郡山市における農業集落排水処理施設整備事業は2009年度をもって終了しているため、接続率の上昇を図ることとします。
- ④ 上記②及び③以外の区域については、合併処理浄化槽の設置となることから、単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しながら合併処理浄化槽設置への転換の指導、設置を推進します。

(3) 個別処理施設、集合処理施設により生活排水を処理する区域に関する事項

集合処理施設によって生活排水を処理する区域は、上下水道局が計画する公共下水道、農業集落排水処理施設により処理することとします。

そのほか、個別処理施設である合併処理浄化槽によって生活排水を処理する区域は、上記区域以外全域とします。また、都市計画や農業振興の見地、地域特性、周辺環境、経済性等を勘案し、社会情勢の変動により必要に応じて上記区域の見直しを行い、排水の適正処理を行います。

(4) 浄化槽汚泥収集運搬及び処理、処分に関する事項

合併処理浄化槽設置に伴い発生する汚泥及びし尿は、許可業者によって収集・運搬され、郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センターで処理されています。

第一処理施設で発生した汚泥は第二処理施設へと移送され、脱水処理されたのち、富久山クリーンセンター内焼却処理施設へと搬出され、焼却処理を行っています。

施設名称	第一処理施設	第二処理施設
所在地	郡山市富久山町福原字北畑 1-2	
処理能力	170kℓ/日 (し尿 70kℓ/日、浄化槽 100kℓ/日)	70kℓ/日 (し尿 60kℓ/日、浄化槽 10kℓ/日)
処理方式	主 処 理: 標準脱窒素処理方式 高度処理: 凝集沈殿処理 + オゾン酸化処理 + 砂ろ過処理	主 処 理: 高負荷脱窒素処理方式 高度処理: 凝集加圧浮上処理 + 砂ろ過処理 + 活性炭吸着処理
放流先	一級河川藤田川	
竣工年月	1980年3月	1990年3月
処理水質	BOD: 10mg/ℓ以下 S S: 20mg/ℓ以下 T-N: 10mg/ℓ以下 P : 1mg/ℓ以下	p H: 6.5~8.5 BOD: 10mg/ℓ以下 COD: 30mg/ℓ以下 S S: 10mg/ℓ以下 T-N: 10mg/ℓ以下 T-P: 1mg/ℓ以下 色 度: 40 度以下 大腸菌群数: 200 個/ml以下
備 考	基幹的設備改良工事実施 (2014年9月~2018年3月)	基幹的設備改良工事実施 (2016年7月~2018年3月)
	希釈水は一級河川阿武隈川より取水	

表6-2-1 富久山クリーンセンター衛生処理センターの概要

#### (5) し尿処理施設計画

富久山クリーンセンター衛生処理センター第一汚水処理施設は竣工から44年、第二汚水処理施設は34年（それぞれ2024年4月現在）が経過しており、いずれの施設も期間改良工事を実施したものの、本計画期間中に更新計画もしくは延命化計画の検討を行う必要があります。

#### (6) 計画目標年度

本計画は2018年度を初年度とし、2027年度を目標年度とした10箇年計画の改訂版であることから、目標年度を変更せず、2027年度とします。

### 3 生活排水処理基本計画

#### (1) 生活排水の処理計画

##### ①処理の目的

おおむね全ての生活排水を処理することを目標とします。水洗化率並びに生活排水処理率の目標について、本計画の改訂版では、設定目標を変えずに、その達成に取り組むこととします。

##### (ア) 生活排水の目標

	実績値 (2016 年度)	実績値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
水洗化率	95.6%	93.3%	93.0%
生活排水処理率	84.6%	93.2%	94.2%

表 6 - 3 - 1 生活排水処理の目標

##### (イ) 人口内訳

郡山市における行政区域内人口の将来予測値は、ごみ処理基本計画の改訂に用いた人口推移表の数値を用いることとします。

	実績値 (2016 年度)	実績値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
1. 行政区域内人口	334,702	322,515	318,883
2. 計画処理区域内人口	334,702	322,515	318,883
3. 水洗化人口	320,041	315,014	315,293
4. 生活雑排水処理人口	283,261	282,403	306,347

表 6 - 3 - 2 人口の推移と将来予想

## ②生活排水を処理する区域及び人口

目標年度における、生活排水を処理する区域は郡山市全域とします。

計画処理区域内人口は、前回に引き続き人口ビジョンを使用しています。その他の数値は、2022年度の実績値と、次の要領に従って算出した新たな2027年度目標値を直線で結び、得られた数値を使用しています。

- ・ 2027年度の目標値は、改定前計画の目標値を採用します。ただし、減少傾向にあると見込んでいた農業集落排水施設人口は、2022年度実績値が改定前計画の2027年度目標値をすでに下回っているため、改定前計画の2022年度から2027年度の減少率を算出し、2022年度の実績値に乗じることにより算出しています。

区 分	2023	2024	2025	2026	2027
1.計画処理区域内人口	322,255	321,994	321,734	320,383	319,032
2.水洗化・生活雑排水処理人口	286,906	291,409	295,911	300,414	304,917
(1)コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽人口	53,325	53,532	53,740	53,947	54,154
(3)公共下水道接続人口	225,175	229,515	233,854	238,194	242,534
(4)農業集落排水施設接続人口	8,406	8,362	8,317	8,273	8,229
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	27,875	23,139	18,403	13,667	8,931
4.非水洗化人口	6,717	5,934	5,150	4,367	3,583
(1)し尿汲取人口	6,717	5,934	5,150	4,367	3,583
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
水 洗 化 率(%)	97.7	97.7	97.7	98.0	98.4
生活排水処理率(%)	89.0	90.5	92.0	93.8	95.6

表 6 - 3 - 3 処理形態別排水処理人口

(ア) 公共下水道

市内各地への普及に伴い、計画人口の増加が見込まれます。

年度	計画人口(人)	年度ごとの増減(人)
2023	225,175	+4,339.8
2024	229,515	
2025	233,854	
2026	238,194	
2027	242,534	

表 6 - 3 - 4 公共下水道接続人口の計画人口

(イ) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設事業は 2009 年度に終了しているため、今後は接続率を上昇させることとします。

なお、計画処理区域内人口の減少に呼応し、接続人口も減少傾向となる見込みです。

年度	計画人口(人)	年度ごとの増減(人)
2023	8,406	-44.2
2024	8,362	
2025	8,317	
2026	8,273	
2027	8,229	

表 6 - 3 - 5 農業集落排水処理施設接続人口の計画

(ウ) コミュニティ・プラント

計画がないことから、予測値を設定しません。

(エ) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽人口については、公共下水道で計画された区域以外を対象として設置することとしています

年度	計画人口(人)	年度ごとの増減(人)
2023	53,325	+207.2
2024	53,532	
2025	53,740	
2026	53,947	
2027	54,154	

表 6 - 3 - 6 合併処理浄化槽処理人口の計画人口

(オ) 汲取り尿

減少していく見込みです。

年度	計画人口(人)	年度ごとの増減(人)
2023	6,717	-784
2024	5,934	
2025	5,150	
2026	4,367	
2027	3,583	

表 6 - 3 - 7 汲取り尿人口の計画人口

(カ) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、2001年4月に改正された浄化槽法に基づき、今後の新設はできないことから、合併処理浄化槽あるいはそれ以外の生活雑排水処理への転換を図ることとされていますため、減少していく見込みです。

年度	計画人口(人)	年度ごとの増減(人)
2023	24,718	-3,946.7
2024	20,771	
2025	16,824	
2026	12,878	
2027	8,931	

表6-3-8 単独処理浄化槽処理人口の計画人口

(キ) 自家処理

実績数値も0であり、今後の見込み数値も全て0とします。